

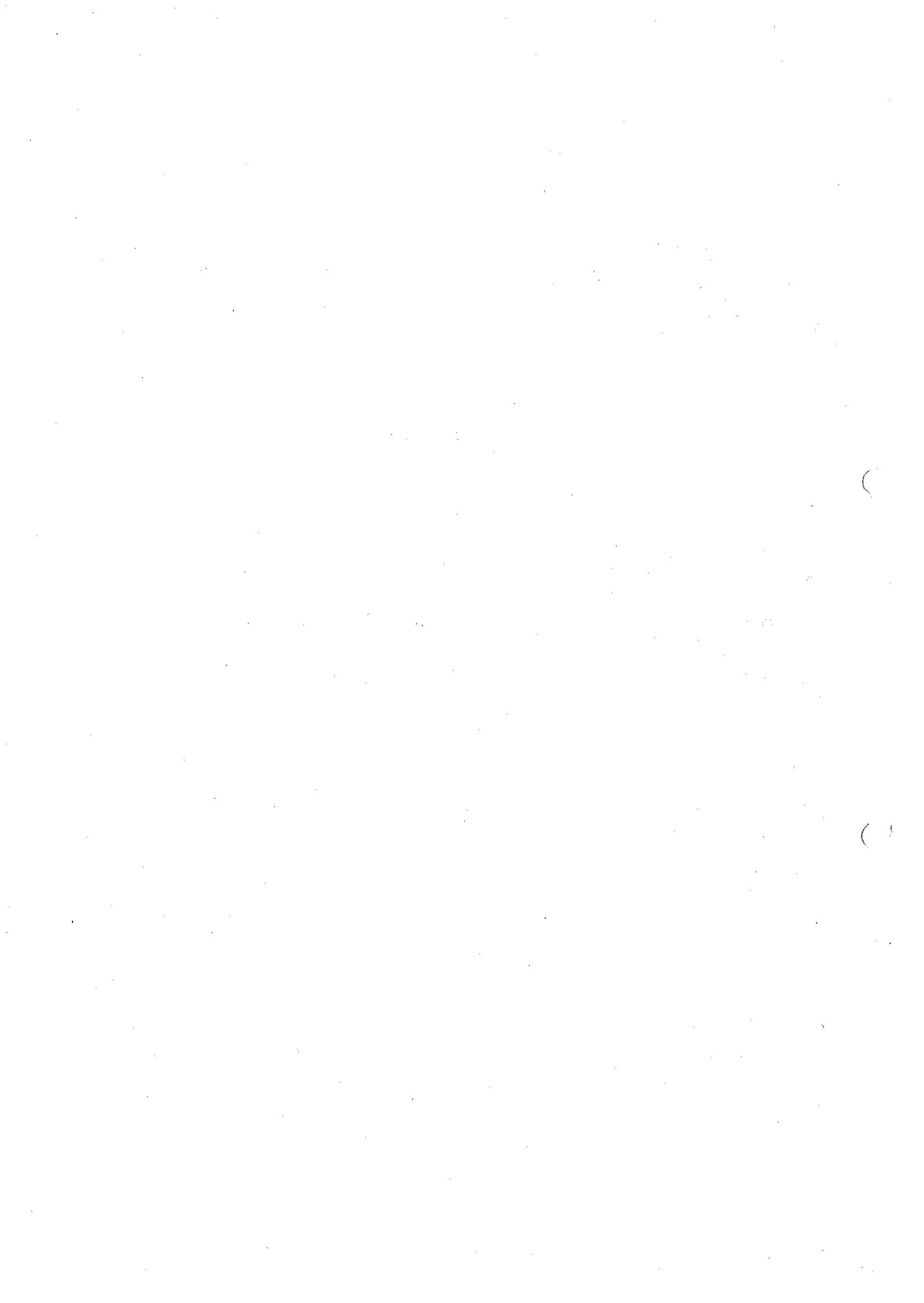
# 全都清ニュース

平成18年度第1号

平成18年度の「循環型社会形成推進交付金交付要綱」及び「同交付取扱要領」並びに「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱」が通知されましたので、ご参考までにお送りいたします。

平成18年4月

社団法人 全国都市清掃会議

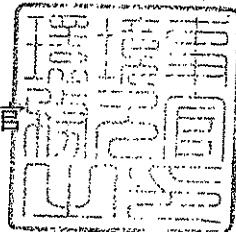




環廃対発第060424001号  
平成18年 4月24日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



### 循環型社会形成推進交付金交付要綱について

標記交付金の交付については、平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成17年度以前に交付された交付金の取扱については、なお従前の例によるものとする。

#### 記

##### 1. 第5を次のように改める。

##### 第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B$$

A : 別表1の第1項から第9項までの事業（第2項のうち循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第12項（3）ア、4）における高効率原燃料回収施設（以下「高効率原燃料回収施設」という。）を整備する事業は除く。）及びそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業及びそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の

定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合においては、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

2. 別表1を別添1のように改める。

3. 別表2を別添2のように改める。

【別添1】

別表1（循環型社会形成推進交付金の交付対象事業）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収推進施設	同 上
3. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同 上
4. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	同 上
5. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
6. 併せ産廃モデル施設（18年度限りの交付対象事業）	施設の新設、増設に要する費用
7. コミュニティ・プラント	同 上
8. 净化槽設置整備事業	事業に要する費用
9. 净化槽市町村整備推進事業	同 上
10. 廃棄物循環型処理施設基幹的施設（沖縄県のみ交付対象）	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
11. 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	施設の新設、増設に要する費用
12. 燃却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同 上
13. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

備考

浄化槽市町村整備推進事業には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業を含む。

【別添2】

別表2（沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島の交付限度額）

地 域	算 出 方 法
沖 縄 県	$1/2 \times (A + B)$
離島地域（北海道の離島地域を含む。）	$1/3 \times A + 1/2 \times B$
奄美群島	$1/3 \times A + 1/2 \times B$

備考

A： 別表1の第1項から第6項までの事業（第2項のうち高効率原燃料回収施設及び第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。）、第11項及び第12項の事業並びにそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B： 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業及び第7項から第10項までの事業並びにそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

## 循環型社会形成推進交付金交付要綱

### 第1 通則

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。

### 第2 定義

#### 1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

#### 2. 交付対象事業

地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。

#### 3. 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。

### 第3 交付対象

1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過

疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合について人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島地域　離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- (2) 奄美群島　奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
- (3) 豪雪地域　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- (4) 山村地域　山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- (5) 半島地域　半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (6) 過疎地域　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

#### 第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、地域計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

#### 第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、(離島地域(北海道の離島地域を含む。)及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B$$

A : 別表1の第1項から第9項までの事業(第2項のうち循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第12項(3)ア、4)における高効率原燃料回収施設(以下「高効率原燃料回収施設」という。)を整備する事業は除く。)及びそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業及びそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合に

においては、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

## 第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

D : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

## 2. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

## 第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

## 2. 財産の処分

(1) 交付金の交付の対象となった事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率

的な運営を図らなければならない。

(4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

#### 第8 循環型社会形成推進地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

ア 対象地域

イ 計画期間

ウ 基本的な方向

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

ア 一般廃棄物等の処理の現状

イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

ア 発生抑制、再使用の推進

イ 処理体制

ウ 処理施設の整備

エ 施設整備に関する計画支援事業

オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 交付期間

(6) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

#### 第9 循環型社会形成推進地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。

2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

## 第10 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

## 第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長は当該市町村がPFI法第7条に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るために、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。



別表1（循環型社会形成推進交付金の交付対象事業）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収推進施設	同上
3. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
4. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	同上
5. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
6. 併せ産廃モデル施設（18年度限りの交付対象事業）	施設の新設、増設に要する費用
7. コミュニティ・プラント	同上
8. 净化槽設置整備事業	事業に要する費用
9. 净化槽市町村整備推進事業	同上
10. 廃棄物循環型処理施設基幹的施設（沖縄県のみ交付対象）	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
11. 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	施設の新設、増設に要する費用
12. 燃却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同上
13. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

備考

浄化槽市町村整備推進事業には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業を含む。

別表2（沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島の交付限度額）

地 域	算 出 方 法
沖 縄 県	$1/2 \times (A+B)$
離島地域（北海道の離島地域を含む。）	$1/3 \times A + 1/2 \times B$
奄美群島	$1/3 \times A + 1/2 \times B$

備考

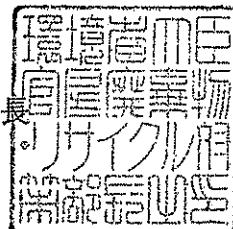
A： 別表1の第1項から第6項までの事業（第2項のうち高効率原燃料回収施設及び第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。）、第11項及び第12項の事業並びにそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B： 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業及び第7項から第10項までの事業並びにそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

環廃対発第060424002号  
平成18年 4月24日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部長



### 循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについては、平成17年4月11日付環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成17年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

#### 記

1. 第4項（2）中「第1項」を「第2項」に改め、「交付金」の後に「の」を加える。
2. 第4項（3）中「交付対象事業に要する経費の配分又は交付対象事業の内容の」を「循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい」に改める。
3. 第5項（5）の次に次を加える。

- (6) 交付金交付決定取消申請書  
(7) 交付金事業実績報告書

様式第6  
様式第7

4. 第6項(1)中「交付申請書様式第1」を「様式第1「交付金交付申請書」」に改め、「様式第3」の後に「「交付金交付決定変更申請書」」を加える。

5. 第7項を次のように改める。

7. 交付金の交付決定の取消申請について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続に準じて提出すること

6. 第10項中「様式7」を「様式第7」に改める。

7. 第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11. その他

特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手続等によることのできない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

8. 第12項(2)のア中「ごみ高速堆肥化施設、ごみ飼料化施設、ごみメタン化施設、リサイクルセンター、廃棄物原材料化施設、熱回収施設、灰溶融施設」を「エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設」に、「、高効率原燃料回収施設、焼却施設」を「のうち、熱回収施設」に、「及び不適正最終処分場再生事業」を「、最終処分場再生事業及び併せ産廃モデル施設のうち、最終処分場」に改め、同項(2)のイ中「新たに整備する事業」の後に「及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業」を加える。

9. 第12項(2)のエ中「事業であること。」の後に次のように加える。

1) 净化槽設置整備事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

2) 净化槽市町村整備推進事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進

事業実施要綱」による事業であること。

- 3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

10. 第12項(3)中「のみの場合」を「及び施設整備に関する支援事業」に改め、同項(3)のアを次のように改める。

#### ア. 新設及び増設に係る事業

- 1) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。）、最終処分場再生事業、併せ産廃モデル施設、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。）、施設整備に関する計画支援事業である。
- 2) 焼却施設及び可燃性廃棄物直接埋立施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- 3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。
- 4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm<sup>3</sup>/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm<sup>3</sup>/日以上の施設に限る。
- 5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料（RDF）化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。
- 6) ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、「アスベストの飛散防止対策について（仮称）」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 8) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

##### (ア) マテリアルリサイクル推進施設

- i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであ

ること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備
- ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障
- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

#### (イ) エネルギー回収推進施設

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものである

こと。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
  - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i.
- ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑮の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

#### (ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ⑤活性汚泥法処理設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧残さ処理設備
- ⑨搬出設備
- ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

- ⑫希釈、冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
  - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①搬入車両に係る洗車設備
  - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

## (エ) 最終処分場

- i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①管理・計量設備
  - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
  - ③止水壁その他止水に必要な設備
  - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
  - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
  - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
  - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
  - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
  - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
  - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
  - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

## (オ) 最終処分場再生事業

- i. 最終処分場再生事業に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①管理・計量設備
  - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
  - ③止水壁その他止水に必要な設備
  - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
  - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
  - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
  - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(カ) 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）

i. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
- ④燃焼ガス冷却設備
- ⑤排ガス処理設備
- ⑥余熱利用設備
- ⑦通風設備
- ⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑨搬出設備
- ⑩排水処理設備
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑫冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
  - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 併せ産廃モデル施設（最終処分場）

i. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げる

ものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ク) コミュニティ・プラント

i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備

②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備

③消毒設備

④汚泥処理設備

⑤脱臭設備

⑥換気、除じん等に必要な設備

⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枠、取付管、マンホール等の設備

⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①管理棟

②構内道路

③構内排水設備

④搬入車両に係る洗車設備

- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障
- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(ケ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

- i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
  - ①管理・計量設備
  - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
  - ③止水壁その他止水に必要な設備
  - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
  - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
  - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
  - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
  - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
  - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
  - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
  - ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
  - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、
  - i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(コ) 焼却施設

- i. 焚却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
  - ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
  - ②前処理設備
  - ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
  - ④燃焼ガス冷却設備
  - ⑤排ガス処理設備
  - ⑥余熱利用設備
  - ⑦通風設備
  - ⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
  - ⑨搬出設備

- ⑩排水処理設備
  - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
  - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①搬入車両に係る洗車設備
  - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑪及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(サ) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

1 1. 別表1のIを別添1のように改める。

1 2. 別表3を別添2のように改める。

1 3. 別表4を別添3のように改める。

1 4. 様式1-2を別添4のように、様式1-3を別添5のように、様式第7を別添6のように、様式7-2を別添7のように、様式7-3を別添8のように改める。

別表1

## I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本工事費	(直接工事費)	
		材 料 費	別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。
		労 務 費	別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。
	直 接 経 費	直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。 このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。	
	(間接工事費)		
	共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、 (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の營繕に要する費用（以下「營繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）	

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額								
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>營繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <table> <tr> <td>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>	(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合	2.5%	(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合	1.9%	(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	1.5%	(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合	1.0%
(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合	2.5%										
(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合	1.9%										
(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	1.5%										
(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合	1.0%										

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超える場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超える場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超える場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超える場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超える場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超える場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
	現場管理費		<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超える場合 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超える場合 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超える場合 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超える場合 1,000万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超える場合 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超える場合 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が 10,000万円を超える場合 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が 20,000万円を超える場合 11.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。 なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。
	廃焼却施設 解体費		廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	用地費及び 補 償 費		用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。
	調 査 費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	工 事 雜 費		工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 1.0%
事 務 費	旅 費 及 び 庁 費		工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。  (1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5% (2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(3) 工事費が10,000万円を超える場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超える場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>

#### 備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、營繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

#### 付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、プロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベア、レンガ、スタッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

(1) マテリアルリサイクル推進施設で電動ごみ収集車等を整備する場合

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
車両費 (充・受電機器 設備費を含む)	購入費	—	2t車を原則とする。 20,000千円×台数

(2) マテリアルリサイクル推進施設のその他の事業

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
その他の施設 及 び 設 備	環境大臣と協 議し承認を得 たもの	—	良好な生活環境の形成及びリサ イクルを重視した街づくりを総 合的に推進するための事業で環 境大臣に協議し承認を得た額。

別表3

1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	
淨化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)	
変則浄化槽	(1) 5人槽 342×基数 (2) 6~7人槽 414×基数 (3) 8~10人槽 537×基数 (4) 11~20人槽 939×基数 (5) 21~30人槽 1,566×基数 (6) 31~50人槽 2,058×基数 (7) 51人槽~ 2,349×基数	363×基数 441×基数 576×基数 1,002×基数 1,644×基数 2,151×基数 2,454×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)	
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽 444×基数 (2) 6~7人槽 486×基数 (3) 8~10人槽 576×基数 (4) 11~20人槽 1,092×基数 (5) 21~30人槽 1,860×基数 (6) 31~50人槽 2,496×基数 (7) 51人槽~ 2,850×基数	471×基数 519×基数 615×基数 1,164×基数 1,953×基数 2,610×基数 2,979×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)	
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽 528×基数 (2) 6~7人槽 693×基数 (3) 8~10人槽 963×基数 (4) 11~20人槽 1,674×基数 (5) 21~30人槽 2,811×基数 (6) 31~50人槽 3,774×基数 (7) 51人槽~ 4,201×基数	558×基数 738×基数 1,029×基数 1,779×基数 2,952×基数 3,912×基数 4,386×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)	
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽 489×基数 (2) 6~7人槽 654×基数 (3) 8~10人槽 903×基数 (4) 11~20人槽 1,551×基数 (5) 21~30人槽 2,607×基数 (6) 31~50人槽 3,501×基数 (7) 51人槽~ 3,906×基数	516×基数 696×基数 963×基数 1,650×基数 2,736×基数 3,660×基数 4,080×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		

既設の浄化槽の改築	改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するためには必要な経費
-----------	---------------------------	---

別表4

1 区 分	2 基 準 額	3 対象経費
浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
変則浄化槽	(1) 5人槽 861×基数 (2) 6～7人槽 1,038×基数 (3) 8～10人槽 1,352×基数 (4) 11～15人槽 2,024×基数 (5) 16～20人槽 2,778×基数 (6) 21～25人槽 3,510×基数 (7) 26～30人槽 4,366×基数 (8) 31～40人槽 4,773×基数 (9) 41～50人槽 5,703×基数  (10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数  (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12) 調査費 処理槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13) 計画策 策調査 費 新たな処理槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額  基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、処理槽又は変則処理槽を整備するため必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
窒素又は 除去能力を 有する高度 処理型の理 処理槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
窒素又は 除去能力を 有する高度 処理型の変 則処理槽	(1) 5人槽 1,020×基数 (2) 6～7人槽 1,134×基数 (3) 8～10人槽 1,380×基数 (4) 11～15人槽 2,139×基数 (5) 16～20人槽 3,288×基数 (6) 21～25人槽 4,140×基数 (7) 26～30人槽 4,812×基数 (8) 31～40人槽 5,592×基数 (9) 41～50人槽 6,441×基数  (10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数  (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12) 調査費 処理槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13) 計画策 策調査 費 新たな処理槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額  基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は除去能力を有する高度処理型の処理槽又は変則処理槽を整備するため必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費

窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽  窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～15人槽 (5) 16～20人槽 (6) 21～25人槽 (7) 26～30人槽 (8) 31～40人槽 (9) 41～50人槽  (10) 51～100人槽  (11) 事務費 (12) 調査費 (13) 計画策定調査費	(千円) 1,137×基数 1,431×基数 1,932×基数 2,787×基数 4,287×基数 5,394×基数 6,270×基数 7,287×基数 8,397×基数  環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数  (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。  (千円)	1,200×基数 1,527×基数 2,075×基数 2,982×基数 4,530×基数 5,667×基数 6,576×基数 7,620×基数 8,766×基数  環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数  (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の理浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
	(10) 51～100人槽  (11) 事務費 (12) 調査費 (13) 計画策定調査費	環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数  (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額			
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				
	(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～15人槽 (5) 16～20人槽 (6) 21～25人槽 (7) 26～30人槽 (8) 31～40人槽 (9) 41～50人槽  (10) 51～100人槽  (11) 事務費 (12) 調査費 (13) 計画策定調査費	(千円) 1,083×基数 1,377×基数 1,848×基数 2,649×基数 4,074×基数 5,127×基数 5,958×基数 6,924×基数 7,977×基数  環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数  (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。  (千円)	1,143×基数 1,467×基数 1,983×基数 2,832×基数 4,305×基数 5,388×基数 6,249×基数 7,242×基数 8,325×基数  環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数  (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例

浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽（使用後10年のものに限る。）の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

【別添4】

樣式 1 - 2

## 平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請額表

事業主体名 : \_\_\_\_\_  
循環型社会形成推進地域計画承認通知年月日 : \_\_\_\_\_  
循環型社会形成推進地域計画期間 : \_\_\_\_\_

(単位：千円)

## 【別添5】

様式1-3

## 平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表（交付申請）

(単位：千円)

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費 (C)	
処理能力		控除額 (D)	
処理方式		交付基本額 (E) = (C) - (D)	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額 (F)	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	摘要	
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象経費)			
本工事費			
付帯工事費			
廃焼却施設解体費			
用地費及び補償費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計 (A)			
事務費 (B)			
事業費 (C) = (A) + (B)			

(備考) 「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。

【別添6】

様式第7 交付金事業実績報告書

様式7-1

番号  
年月日

知事殿

申請者 氏名

(印)

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業実績報告書

平成〇〇年度において国庫交付金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(備考) 本様式に様式7-2、様式7-3及び様式7-4をあわせたものが報告書である。

【別添7】

平成17年度循環型社会形成推進基金実績報告書

事業主体名

循環型社会形成推進地域計画期間

## 【別添 8】

様式 7-3

## 平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表（実績報告）

(単位：千円)

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費 (C)	
処理能力		控除額 (D)	
処理方式		交付基本額 (E) = (C) - (D)	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額 (F)	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日		摘要
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象経費)			
本工事費			
付帯工事費			
廃焼却施設解体費			
用地費及び補償費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計 (A)			
事務費 (B)			
事業費 (C) = (A) + (B)			

(備考) 「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。

## 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

### 1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり原則として及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。
- (3) (1) の意見交換を経て作成された地域計画の承認について、環境省は審査を簡素化し、当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかどうか等を確認した上で、速やかに承認するものとする。

### 2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。
- (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

### 3. 交付金の交付決定変更の申請について

- (1) 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額を変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。
- (2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

### 4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について

- (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下

「完了予定期日」という。) を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものとする。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日(交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。)後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

## 5. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

(1) 交付金交付申請書	様式第1
(2) 交付金交付申請報告書	様式第2
(3) 交付金交付決定変更申請書	様式第3
(4) 交付金交付決定変更申請報告書	様式第4
(5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書	様式第5
(6) 交付金交付決定取消申請書	様式第6
(7) 交付金事業実績報告書	様式第7

## 6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費(以下「交付対象事業費」という。)の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第I欄及び第II欄並びに別表3及び4第1欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第1欄に掲げ区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

#### 7. 交付金の交付決定の取消申請について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続に準じて提出すること。

#### 8. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付の決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

#### 9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

#### 10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

#### 11. その他

特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## 1.2. 交付の対象となる事業の細目基準

(1) 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

### (2) 交付の対象となる事業の範囲

#### ア. 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。（以下同じ。）

(ア) エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、併せ産廃モデル施設のうち、熱回収施設

(イ) 最終処分場、最終処分場再生事業及び併せ産廃モデル施設のうち、最終処分場ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

#### イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増加させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

#### ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造すること。

#### エ. 净化槽に係る事業

净化槽に係る事業とは、市町村が净化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 净化槽設置整備事業は、平成18年〇〇月〇〇日付け環廢対発第〇〇〇〇〇〇号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「净化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

- 2) 净化槽市町村整備推進事業は、平成18年〇〇月〇〇日付け環廃対発第〇〇〇〇〇号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「净化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。
- 3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第3項第4号に規定する事業としての、净化槽市町村設置整備事業は、平成18年〇〇月〇〇日付け環廃対発第〇〇〇〇〇〇号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「净化槽市町村整備推進事業」による事業として、净化槽施設を取得する事業であること。

### （3）交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。（ただし、净化槽設置整備事業及び施設整備に関する支援事業は除く。）

#### ア. 新設及び増設に係る事業

- 1) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。）、最終処分場再生事業、併せ産廃モデル施設、コミュニティ・プラント、净化槽設置整備事業、净化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。）、施設整備に関する計画支援事業である。
- 2) 焼却施設及び可燃性廃棄物直接埋立施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- 3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。
- 4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm<sup>3</sup>/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm<sup>3</sup>/日以上の施設に限る。
- 5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料（RDF）化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。
- 6) ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、「アスベストの飛散防止対策について（仮称）」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

8) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) マテリアルリサイクル推進施設

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備
- ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障
- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等  
iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(イ) エネルギー回収推進施設

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処

理に必要な設備

- ⑤活性汚泥法処理設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧残さ処理設備
- ⑨搬出設備
- ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、  
i. ⑭の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（エ）最終処分場

i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(オ) 最終処分場再生事業

i. 最終処分場再生事業に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(カ) 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）

i. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備

⑥余熱利用設備

⑦通風設備

⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）

⑨搬出設備

⑩排水処理設備

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①搬入車両に係る洗車設備

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑯の建築物のうち、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 併せ産廃モデル施設（最終処分場）

i. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ク) コミュニティ・プラント

i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備

②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備

③消毒設備

④汚泥処理設備

- ⑤脱臭設備
  - ⑥換気、除じん等に必要な設備
  - ⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
  - ⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する桟、取付管、マンホール等の設備
  - ⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備
  - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①管理棟
  - ②構内道路
  - ③構内排水設備
  - ④搬入車両に係る洗車設備
  - ⑤構内照明設備
  - ⑥門、囲障
  - ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
  - ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(ケ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

- i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①管理・計量設備
  - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
  - ③止水壁その他止水に必要な設備
  - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
  - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
  - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
  - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
  - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
  - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
  - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
  - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i.

⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(コ) 焼却施設

i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備

⑥余熱利用設備

⑦通風設備

⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）

⑨搬出設備

⑩排水処理設備

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①搬入車両に係る洗車設備

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

並、焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑩の建築物のうち、

②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(サ) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

・廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

i. ごみ処理施設

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②燃焼設備・醸酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ii. i の補完施設

ウ. 淨化槽に係る事業

浄化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであること。

(ア) 浄化槽

(イ) 変則浄化槽

- (ウ) 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (エ) 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (オ) 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (カ) 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (キ) BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- (ク) BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽
- (ケ) 既設の浄化槽（改築に限る）－浄化槽設置整備事業のみ適用

改築に係る事業であって、改築に直接必要な次ぎの設備の範囲とする。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②その他の汚水処理設備
- ③消毒設備
- ④脱臭設備
- ⑤換気、除じん等に必要な設備

附 則

本要領は、平成18年度予算にかかる交付金事業から適用する。

(

(

別表1

## I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		(直接工事費)	
工 事 費	本工事費	材 料 費	別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。
		労 務 費	別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。
		直 接 経 費	直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。 このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。
		(間接工事費)	
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、 (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>營繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超える場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超える場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超える場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超える場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超える場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超える場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
	現場管理費		<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超える場合 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超える場合 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超える場合 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p>
	一般管理費		<p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超え 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超え 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超え 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	廃焼却施設 解体費		廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	用地費及び 補 償 費		用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。
	調 査 費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	工 事 雜 費		工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 1.0%
事 務 費	旅 費 及 び 庁 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(3) 工事費が10,000万円を超える場合 30,000万円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超える場合 50,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超える場合 100,000万円以下の場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>

#### 備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、營繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

#### 付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撇水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベア、レンガ、ストッカ、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を發揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

(1) マテリアルリサイクル推進施設で電動ごみ収集車等を整備する場合

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
車両費 (充・受電機器 設備費を含む)	購入費	一	2t車を原則とする。 20,000千円×台数

(2) マテリアルリサイクル推進施設のその他の事業

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
その他の施設 及 び 設 備	環境大臣と協 議し承認を得 たもの	一	良好な生活環境の形成及びリサ イクルを重視した街づくりを総 合的に推進するための事業で環 境大臣に協議し承認を得た額。

## II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庶費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

### 1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

#### (2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直 接 経 費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機 械 器 具 損 料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

#### (3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるもの除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技 術 管 理 費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技

術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営 繕 損 料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

(キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。

(ク) 安 全 費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)

(4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。

(5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。

ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及び他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。

(6) 「廃焼却施設解体費」とは、廃止された廃棄物焼却施設の解体に要する費用をいう。

(7) 「用地費及び補償費」とは、工事の施工に必要な最小限度の土地等の買収(市街地再開発法第91条に規定する補償金等)及び借料並びに工事施工によって生じた家屋、立木、その他の財産権の侵害による損失並びに物権の移転に伴う損失に対する補償に要する費用(補償金に換え直接施工する補償工事に要する経費及び代替用地に対する差額補償費を含む。)をいう。

(8) 「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雜役務費、連絡旅費、及び工程に關係ある職員の給与(退職手当金を除く。)並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、補助事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び宿費〔賃金(労働保険料を含む)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人物費並びに物件費〕をいう。

### III 交付対象事業費の算定要領

#### 1. 工事費について

##### (1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備（管理棟を除く。）の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

##### (2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

###### (ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

###### (イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算すること。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

###### (ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとすること。

###### (イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとすること。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

##### (3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、交付要綱別表2の付表に掲げるものほか次のものが該当すること。

i. コンクリート製品

- ①ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空胴、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）
- ②杭（境界、P C、R C）
- ③板（P C、R C）
- ④柱（P C、R C）
- ⑤矢板（P C、R C）
- ⑥管（ヒューム、P C、R C、無筋コンクリート）
- ⑦集水枠、街蓋、方格材、R C枠、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii. 鉄鋼及び金属製品

- ①桁（I形鋼、H形鋼、溝形鋼、山形鋼）
- ②杭（H形鋼、鋼管、簡易鋼）
- ③鋼柱（照明、標識）
- ④矢板（鋼、簡易鋼、钢管）
- ⑤管（鋼、鋳鉄、コルゲート）
- ⑥支保工用H形鋼
- ⑦簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- ⑧ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路鉢、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii. ゴム・合成樹脂製品

- ①合成樹脂管
- ②ドレンホース
- ③吸出防止材

iv. 電気製品

電気材料及び機器

v. その他

- ①石綿管
- ②陶管
- ③視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ
- ④継手

vi. 半製品

- ①生コンクリート
- ②生アスファルト合材
- ③凍結防止材

(4) 管理棟に係る工事費

管理棟に係る工事費は、次に掲げるものについて算定すること。

- ①管理事務室、②管理制御室、③作業員控室、④試験室、⑤宿直、⑥仮眠室、  
⑦浴室、⑧更衣室、⑨湯沸室、⑩食堂、⑪洗面所、⑫換気設備、⑬冷暖房設備  
、⑭通信設備、⑮昇降機、⑯その他施工の管理に必要な設備

#### (5) 構内道路に係る工事費

構内道路に係る工事費は、廃棄物の搬入車輌の搬入・退出・焼却残さ等の搬出及び施設の維持管理に必要な車輌等の通行に必要な構内道路及び必要最小限度の駐車場の整備に要する経費であること。

#### (6) 構内排水設備に係る工事費

構内排水に必要な設備に係る工事費は、雨水の排除、場内清掃等に伴って生ずる汚水の排除等に必要な設備に要する経費であること。

なお、建築物又は構内道路と一体となっているものについては、それぞれの工事費において算定されるものであること。

#### (7) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車輌の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

なお、洗車汚水の処理に係る設備については、排水処理設備に係る工事費において算定されるものであること。

#### (8) 構内照明設備に係る工事費

構内照明設備に係る工事費は、施設の管理に必要な照明設備（建築物と一体となっているものは除く。）の整備に要する経費であること。

#### (9) 門、囲障に係る工事費

門、囲障に係る工事費は、施設の管理に必要なものであって施設外周の門、囲障の整備に必要な最小限度の工事に要する経費であること。

#### (10) 搬入道路等に係る工事費

搬入道路等に係る工事費は、主として廃棄物の搬入、車輌の搬入・退出・焼却残さ等の搬出等に必要な道路等の整備に要する経費であること。

#### (11) 廃焼却炉の解体に係る工事費

廃焼却炉の解体に係る工事費は、廃焼却炉の解体跡地の全部または一部を活用して新たな廃棄物処理施設（交付対象となる全ての廃棄物処理施設）を整備する場合の当該廃焼却炉の解体に要する経費であること。

また、当該廃焼却炉ダイオキシン濃度が $3\text{ ng/g}$ 以上の濃度の場合にあっては、解体後5年以内（解体の翌年度から起算）に上記施設の整備に着手すれば対象となること。

なお、解体撤去に係る費用が新たな施設の整備に要する費用を上回る場合においても交付の対象とすること。ただし、解体後、施設整備計画に定めた期間内に新たな廃棄物処理施設の整備に着手しない場合は、交付金の返還をすること。

## 2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができる。

別表2(対象経費の算定基準)

I区分	II費目	III細目	IV交付対象事業費
工事費	本工事費	材料費	国土交通省土木工事積算基準等、国若しくは市町村で定めた主要資材単価の範囲内で、人槽ごとにそれぞれ算出した金額の範囲内で事業実施可能な単価を標準とした額。
		労務費	「公共工事設計労務単価」の範囲内で事業実施時期、地域の実態等を考慮した額。
		労務者保険料	補助事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であつて、関係各法令に定められた額の合計額。
		その他諸費	本体費用、労務費及び労務者保険料以外の経費で、本工事に要する諸掛かりの費用(特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費)
	付帯工事費	設置に要する工事費	浄化槽設置整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲の額。
事務費	旅費及び 応費		工事施工のために直接必要な事務に要する費用
調査費	事業調査費		浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の地域設定を行うために必要な調査に要する費用
計画策定調査費	事業計画策定 調査費		浄化槽市町村整備推進事業の事業計画策定に必要な調査に要する費用

別表3

1 区 分	2 基 準 額		3 対象経費
淨化槽			豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
(1) 5人槽	342×基數		363×基數
(2) 6~7人槽	414×基數		441×基數
(3) 8~10人槽	537×基數		576×基數
(4) 11~20人槽	939×基數		1,002×基數
(5) 21~30人槽	1,566×基數		1,644×基數
(6) 31~50人槽	2,058×基數		2,151×基數
(7) 51人槽~	2,349×基數		2,454×基數
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽			豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
(1) 5人槽	444×基數		471×基數
(2) 6~7人槽	486×基數		519×基數
(3) 8~10人槽	576×基數		615×基數
(4) 11~20人槽	1,092×基數		1,164×基數
(5) 21~30人槽	1,860×基數		1,953×基數
(6) 31~50人槽	2,496×基數		2,610×基數
(7) 51人槽~	2,850×基數		2,979×基數
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽			豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
(1) 5人槽	528×基數		558×基數
(2) 6~7人槽	693×基數		738×基數
(3) 8~10人槽	963×基數		1,029×基數
(4) 11~20人槽	1,674×基數		1,779×基數
(5) 21~30人槽	2,811×基數		2,952×基數
(6) 31~50人槽	3,774×基數		3,912×基數
(7) 51人槽~	4,201×基數		4,386×基數
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽			豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
(1) 5人槽	489×基數		516×基數
(2) 6~7人槽	654×基數		696×基數
(3) 8~10人槽	903×基數		963×基數
(4) 11~20人槽	1,551×基數		1,650×基數
(5) 21~30人槽	2,607×基數		2,736×基數
(6) 31~50人槽	3,501×基數		3,660×基數
(7) 51人槽~	3,906×基數		4,080×基數
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			

既設の浄化槽の改築	改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するためには必要な経費
-----------	---------------------------	---

別表4

1 区分	2 基 準 額	3 対象経費
浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
変則浄化槽	(1) 5人槽 861×基数 (2) 6～7人槽 1,038×基数 (3) 8～10人槽 1,352×基数 (4) 11～15人槽 2,024×基数 (5) 16～20人槽 2,778×基数 (6) 21～25人槽 3,510×基数 (7) 26～30人槽 4,366×基数 (8) 31～40人槽 4,773×基数 (9) 41～50人槽 5,703×基数  (10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数  (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13) 計画策 策調査 費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額  基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の理 浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)
窒素又は燐 除去能力を 有する高度 処理型の変 則浄化槽	(1) 5人槽 1,020×基数 (2) 6～7人槽 1,134×基数 (3) 8～10人槽 1,380×基数 (4) 11～15人槽 2,139×基数 (5) 16～20人槽 3,288×基数 (6) 21～25人槽 4,140×基数 (7) 26～30人槽 4,812×基数 (8) 31～40人槽 5,592×基数 (9) 41～50人槽 6,441×基数  (10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数  (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12) 調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13) 計画策 策調査 費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額  基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費

窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽		(千円)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。	(千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の理浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽	1,137×基数		1,200×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の理浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
	(2) 6～7人槽	1,431×基数		1,527×基数	
	(3) 8～10人槽	1,932×基数		2,075×基数	
	(4) 11～15人槽	2,787×基数		2,982×基数	
	(5) 16～20人槽	4,287×基数		4,530×基数	
	(6) 21～25人槽	5,394×基数		5,667×基数	
	(7) 26～30人槽	6,270×基数		6,576×基数	
	(8) 31～40人槽	7,287×基数		7,620×基数	
	(9) 41～50人槽	8,397×基数		8,766×基数	
	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数			
	(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内			
	(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額			
	(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額			
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。					
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽		(千円)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。	(千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽	1,083×基数		1,143×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
	(2) 6～7人槽	1,377×基数		1,467×基数	
	(3) 8～10人槽	1,848×基数		1,983×基数	
	(4) 11～15人槽	2,649×基数		2,832×基数	
	(5) 16～20人槽	4,074×基数		4,305×基数	
	(6) 21～25人槽	5,127×基数		5,388×基数	
	(7) 26～30人槽	5,958×基数		6,249×基数	
	(8) 31～40人槽	6,924×基数		7,242×基数	
	(9) 41～50人槽	7,977×基数		8,325×基数	
	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数			
	(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内			
	(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額			
	(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額			
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。					

※基準額の特例　　浄化槽の設置と共に必要となる単独処理浄化槽（使用後10年のものに限る。）の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

様式第1 交付金交付申請書

様式1-1

番 号  
年 月 日

環境大臣 殿

申請者 氏名

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請書

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について、交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(備考) 本様式に様式1-2、様式1-3及び様式1-4をあわせたものが申請書である。

樣式 1 - 2

## 平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請額表

事業主体名 :

循環型社会形成推進地域計画承認通知年月日 :

## 循環型社会形成推進地域計画期間 :

(単位：千円)

## 様式1-3

## 平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表（交付申請）

(単位：千円)

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費 (C)	
処理能力		控除額 (D)	
処理方式		交付基本額 (E) = (C) - (D)	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額 (F)	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日		摘要
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象経費)			
本工事費			
付帯工事費			
廃焼却施設解体費			
用地費及び補償費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計 (A)			
事務費 (B)			
事業費 (C) = (A) + (B)			

(備考) 「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。

様式1-4

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業費財源表

事業主体名

(単位:千円)

区分		金額
国庫交付金		
地方負担金	一般歳入	
	地方債	
	受益者負担金	
	都道府県補助金	
	市町村分担金	
	その他の	
	計	
総事業費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいい、申請の際に  
おける予定額を含む。
2. その他に計上したものについては、内容を摘要欄に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。

様式第2 交付金交付申請報告書

番号  
年月日

環境大臣 殿

都道府県知事

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請報告書

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について、別紙のとおり交付金の交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

(備考) 報告書とともに、申請者が提出した様式第1を提出すること。

様式第3 交付金交付決定変更申請書

様式3-1

番  
年  
月  
日

環境大臣 殿

申 請 書 氏 名 印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定変更申請書

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について交付決定の内容等を次のとおり  
変更したいので、下記のとおり申請します。

交付対象事業	交付決定 年 月 日 番 号	変更申請の 主たる理由

- (備考) 1. 本様式に、様式3-2の表をあわせたものが申請書である。  
2. 「変更申請の主な理由」は、事業ごとに簡潔に記載すること。

様式3-2

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定変更額表

事業主体名 〇〇

(単位:千円)

交付対象事業	交付 決定額	変更 増△減額	改交付決定額	摘要

様式第4 交付金交付決定変更申請報告書

番号  
年月日

環境大臣 殿

都道府県知事

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定変更申請報告書

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について、別紙のとおり交付決定の内容等の変更の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく、報告します。

(備考) 報告書とともに、申請者が提出した様式第3を提出すること。

様式第5 交付対象事業の完了予定期日変更報告書

番号  
年月日

環境大臣 殿

申請者 氏名

印

平成〇〇年度交付対象事業の完了予定期日変更報告書

交付対象事業	交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更の理由
	番号 年月日	交付金額	変更前	変更後	種別	繰越額	

- (備考) 1. 記載順は、「明許繰越」、「事故繰越」、「繰越を伴わないもの」の順に記載すること。  
2. 予算の繰越を伴わない場合は、「予算の繰越」欄の記入を要しない。

様式第6

番号  
年月日

環境大臣殿

申請者氏名

(印)

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定取消申請書

平成 年 月 日付環廃対発第 号をもって交付金の交付決定を受けた  
平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金について、下記のとおり当該交付決定の全部  
の取消を申請します。

記

1. 交付対象事業
2. 交付金交付決定額 円
3. 交付金交付決定取消額 円
4. 交付金交付決定取消申請理由  
(具体的かつ詳細に記載すること)

(備考)

1. 交付決定を受けた後、当該年度中にその交付決定の取消を申請する場合に用いること。
2. 一部取消については、交付決定額の減額として取り扱うこと。

様式第7 交付金事業実績報告書

様式7-1

番号  
年月日

知事殿

申請者氏名

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業実績報告書

平成〇〇年度において国庫交付金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(備考) 本様式に様式7-2、様式7-3及び様式7-4をあわせたものが報告書である。

## 様式7-2

## 平成17年度循環型社会形成推進交付金実績報告額表

事業主体名 :

循環型社会形成推進地域計画承認通知年月日 :

循環型社会形成推進地域計画期間 :

項目	事業年度	交付基本額 (A)	交付金額 (B)	交付金所要額 (C)	調整額 (A-B)	交付金受入済額 (B-C)	差引過不足額 (B-C)	備考
循環型社会形成推進 交付金事業	(過年度分)							
	(当該年度分)							
	(合計)							
(内訳)	(過年度分)							
	(当該年度分)							
	(合計)							
	(過年度分)							
	(当該年度分)							
	(合計)							
	(過年度分)							
	(当該年度分)							
	(合計)							
	(過年度分)							
	(当該年度分)							
	(合計)							
	(過年度分)							
	(当該年度分)							
	(合計)							
	(過年度分)							
	(当該年度分)							
	(合計)							

## 様式7-3

## 平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表（実績報告）

(単位：千円)

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費 (C)	
処理能力		控除額 (D)	
処理方式		交付基本額 (E) = (C) - (D)	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額 (F)	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日		摘要
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象経費)			
本工事費			
付帯工事費			
廃焼却施設解体費			
用地費及び補償費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計 (A)			
事務費 (B)			
事業費 (C) = (A) + (B)			

(備考) 「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。

様式7-4

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業費財源精算表

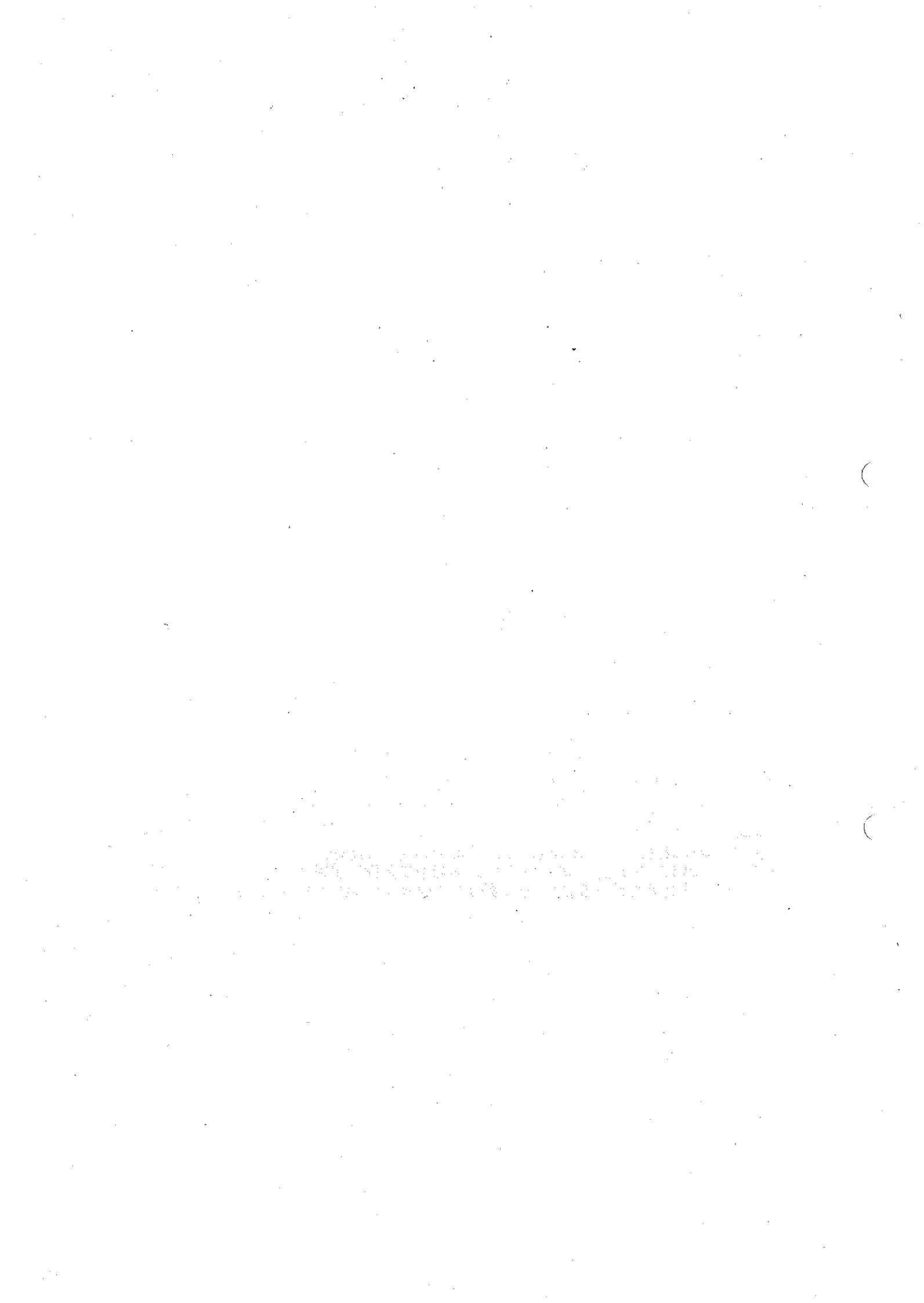
事業主体名

(単位:千円)

区分		金額
国庫交付金		
地方負担金	一般歳入	
	地方債	
	受益者負担金	
	都道府県補助金	
	市町村分担金	
	その他の	
	計	
総事業費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいう。
2. その他に計上したものについては、内容を摘要欄に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。



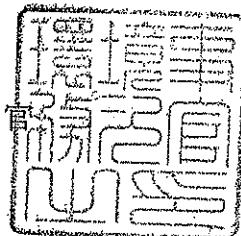
(3)



環廃対発第060424003号  
平成18年 4月24日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



### 廃棄物処理施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和53年5月31日付厚生省環第382号厚生事務次官通知の別紙「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成17年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1. 別表3を別添のように改める。



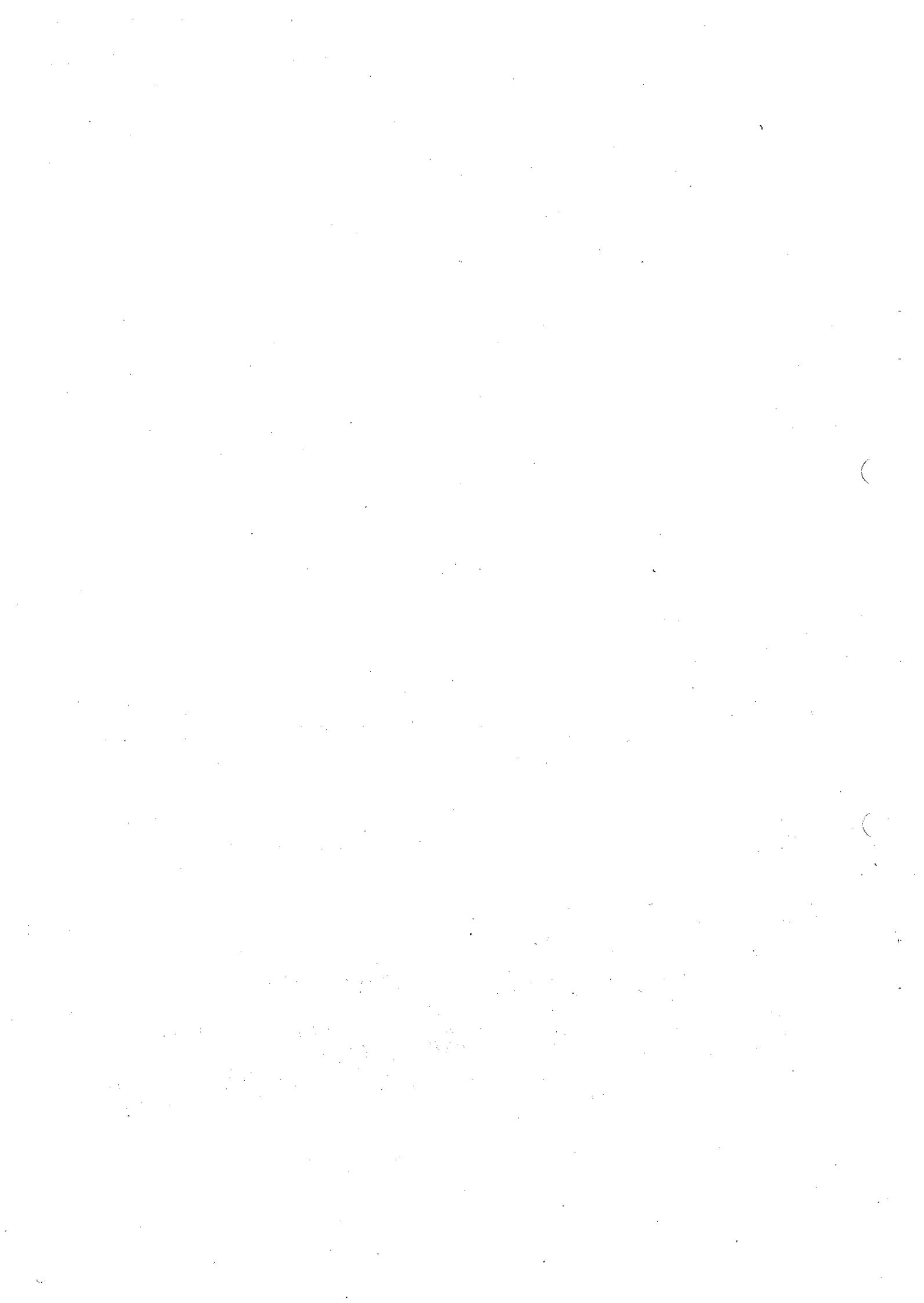
## 【別添】

別表 3

区分 種別	廃棄物処理施設整備費補助率	北海道廃棄物処理施設整備費補助率	離島振興事業費補助率	沖縄開発事業費補助率	国土総合開発事業調整費補助率
ごみ処理施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
ごみ燃料化施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
粗大ごみ処理施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物運搬中継・中間処理施設	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物再生利用施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
リサイクルタウン事業整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
埋立処分地施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
産業廃棄物処理施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物循環型処理施設基幹改良事業費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
汚泥再生処理センター整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
コミュニティ・プラント整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3

## 備考

1. 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項の規定に基づき整備する事業（平成18年3月31日までに定められた公害防止計画に基づく事業に限る。）については、上欄にかかわらず補助率1/2とする。
2. 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項の規定に基づき整備する事業については、上欄にかかわらず補助率1/3とする。
3. 北海道廃棄物処理施設整備費にあって、離島振興法第4条第1項の離島振興計画に基づき整備される事業で、ごみ処理施設関係については補助率1/3、し尿処理施設関係については補助率1/2とする。
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の6の規定に基づき整備する事業にあっては、沖縄開発事業費を除き、上欄にかかわらず補助率1/3とする。ただし、1に係る事業は除くものとする。



別紙

廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱

(通 則)

1. 廃棄物処理施設整備費国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、地方公共団体等（以下「補助事業者」という。）が廃棄物の処理施設等を整備し、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条、第12条及び第12条の2並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府、厚生省令第1号）第1条第1項及び第2条第1項の規定による技術上の基準及び別に定める細目基準に適合した次の事業を交付の対象とする。

- (1) 平成6年10月31日衛環第297号厚生省生活衛生局水道環境部長通知「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業実施要綱」による事業として別表1の1に定める廃棄物処理施設を整備する事業  
(2) 別表1の2に定める廃棄物処理施設を整備する事業

(補助対象事業費)

4. この補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）の額は、次により算定するものとする。

別表2のIの(1)及び(2)の第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第4欄に掲げる基準額（実支出額がこの算定基準により算定された額より少ないとときは、実支出額）の合計額、リサイクルタウン事業における電動ごみ収集車及びその他の事業については、別表2のIの(3)又は(4)の第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第3に掲げる基準額（実支出額がこの算定基準により算定された額より少ないとときは、実支出額）の合計額とする。

(交付額の算定方法)

5. この補助金の交付額は、補助対象事業費の額と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、別表3に掲げる区分及び種別ごとの補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業計画の変更

補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の計画について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、8に定める変更申請手続により事業計画変更申請書を作成し、環境大臣の承認を受けなければならない。

- ① 処理能力
- ② 処理方式
- ③ 施設の設置場所（ただし、100m以内の変更は除く。）
- ④ 構造及び工法変更のうち工事の重要な部分に関するもの。
- ⑤ リサイクルタウン事業における事業内容（軽微な変更を除く。）

(2) 経費の配分変更

① 補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の配分を変更しようとする場合には、8に定める変更申請手続により経費の配分変更申請書を作成し、環境大臣の承認を受けなければならない。

ただし、事業計画の変更に伴い経費の配分変更する場合は、事業計画の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

ア. 工事費

- (ア) 本工事費（工種が分けられている場合においてはその工種別）
- (イ) 付帯工事費（工種が分けられている場合は、その工種別）
- (ウ) 用地費及び補償費
- (エ) 調査費
- (オ) 機械器具費
- (カ) 営繕費
- (キ) 工事雑費

イ. 事務費

② ①の場合において、次のいずれかに該当する軽微な変更については、承認を要しないものとする。

ア. 前項アの各工事の相互間におけるそれぞれの経費の3割以内の変更。

イ. 本工事費及び付帯工事費において工種別金額の3割以内の変更。

ウ. 事務費から工事費への流用。

(3) 事業の中止又は廃止

事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに、当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）し、都道府県知事は取りまとめの上、環境大臣に提出しその承認を受けなければならない。

(4) 工期の変更

事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、毎年度2月末日までに別紙様式第1により都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）し、取りまとめの上、環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。

(5) 状況報告等

ア. 事業の遂行状況を別紙様式第2により毎年度12月末日までに都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）し、都道府県知事は取りまとめの上、環境大臣に提出しなければならない。

イ. 環境大臣は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

(6) 財産の処分

ア. 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ. 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。

ウ. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金調書

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第3による調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならぬ。

(8) 契約時の措置

工事契約締結の際は、「一括下請負の禁止」について条件を付するものとする。

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、毎年度8月31日までに別紙様式第4の「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請書」を都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）し、都道府県知事は別紙様式第4を審査し、取りまとめの上関係書類を添えて、環境大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、7に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

なお、変更申請に当たっては、変更部分のみ変更前、変更後と内容が判別できるものとし、事業費内訳等は変更後は上欄に併記して、作成するものとすること。

#### (交付決定の通知等)

9. 環境大臣は、7及び8による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときには交付決定を行い、その決定の内容及び交付条件を補助事業者に通知するものとする。

なお、環境大臣は、交付申請書が到達した日から原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

#### (交付の申請の取り下げ)

10. 補助事業者は、その決定の内容又は前条の規定によりこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、その交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

#### (交付の決定の取消し)

11. 環境大臣は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他この要綱に定めるところに違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

また、環境大臣は、当該規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨及び理由を書面により通知するものとする。

なお、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、環境大臣は、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

#### (実績報告)

12. この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日。）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第5「廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。

また、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式第6「廃棄物処理施設整備費国庫補助金年度終了実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。

なお、国庫補助事業年度の翌年度以降において市町村単独事業により継続して施行する場合にあっては、全体事業が完了したとき、別紙様式第7「廃棄物処理施設全体

「事業竣工報告書」による報告書を全体事業完了後1か月以内に都道府県知事に提出するものとする。

ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

(補助金の額の確定)

13. 都道府県知事は、実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び現地調査等を行い、当該補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、補助金の交付の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

この場合において、既に当該確定した額を超える補助金が交付されているときは、都道府県知事は、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

(その他)

14. 特別の事情により4、5、7、8、10及び12に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。



別表1

国庫補助対象施設等

補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める整備事業を除き、100,000千円（市町村事業にあっては10,000千円）に満たない事業を除く。また、廃止されたごみ焼却施設の解体跡地の全部又は一部を利用して行う施設整備事業にあっては、廃止された施設の解体に係る費用を事業費に含むことができるものとする。

1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業

(1) 新・増設に係るもの（ただし、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、昭和54年2月14日環整第12号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領」に定める建築物等の設備は含まないものとする。）

ア. ごみ処理施設

（都道府県が設置するごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設を含む。）

イ. ごみ燃料化施設

ウ. 粗大ごみ処理施設

（平成14年度以前に着工し、平成15年度以降に継続して実施する事業に限る。）

エ. 廃棄物運搬中継・中間処理施設

オ. 廃棄物再生利用施設

カ. リサイクルタウン事業に係る施設等

キ. 埋立処分地施設

（埋立処分可能期間が5年以上又は埋立面積が10,000m<sup>2</sup>以上のもの。）

（不適正な埋立処分地を適正な埋立処分地に再生する事業を含む。）

ク. 産業廃棄物処理施設

（地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物を処理する施設。）

(2) 改造に係るもの

廃棄物循環型処理施設基幹的施設

（ごみ処理施設及び埋立処分地施設に係るもの。）

ただし、次に掲げるものは含まないものとする。

① 廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業（ただし、沖縄振興特別措置法

(平成14年法律第14号) 第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づき整備される事業はこの限りでない。)

② 事務所、倉庫、公舎等の施設

2. 廃棄物処理施設整備事業のうち、1以外の事業

新・増設に係るもの

ア. 汚泥再生処理センター

イ. し尿・浄化槽汚泥高度処理施設

(し尿等の海洋投入禁止処分に伴い、適正な陸上処理を行うための施設整備に限る。)

ウ. コミュニティ・プラント

(処理能力100人を越えるもの。)

エ. 平成2年度以前に着工し、その工期が複数年度にわたる埋立処分地施設で現在工期中のもの

ただし、事務所、倉庫、公舎等の施設は含まないものとする。

別表2

## I 算定基準

## (1) 直営施工の場合

1区分	2費目	3細分	4基準額
工事費	本工事費	材料費	別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。
		労務費	別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。
		労務者保険料	補助事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であつて関係各法令に定められた額の合計額とする。
		その他諸費	材料費、労務費及び労務者保険料以外の経費で本工事に要する諸掛けの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費、委託料）とし、環境大臣に協議し承認を得た額。
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等	施設設備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。
		工事費	算定方法は本工事費に準じて算出すること。
		門・囲障等	なお、算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		工事費	
		その他の工事費	
	廃焼却施設解体費		廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	用地費及び補償費		用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
	調 査 費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	機械器具費		環境大臣に協議し、承認を得た額。
	營 繕 費		<p>当該直営施工に係る工事費（營繕費及び工事雑費を除く。以下この項において「工事費」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事費が 1,000万円以下の場合 5.0%</li> <li>(2) 工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 4.0%</li> <li>(3) 工事費が 3,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</li> <li>(4) 工事費が10,000万円を超える場合 2.0%</li> </ul>
	工 事 雜 費		<p>直営施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>3.5%</p>
事 務 費	旅 費 及 び 庁 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</li> </ul>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
			<p>(2) 工事費が 5,000万円を超える場合 3.0%</p> <p>(3) 工事費が10,000万円を超える場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超える場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>

#### 備考

1. 廃棄物循環型社会基盤整備費事業に係るごみ処理施設及び埋立処分地施設の施設整備に係る事業において、廃棄物の処理に必要な設備の補助対象とする規模は、原則として、別に定めるところにより算出した量の規模の範囲内であること。
  
  
  
2. 事業の工期が 2ヶ年度以上に渡る場合、營繕費、工事雜費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。  
ただし、平成 14 年度以前に着工し、15 年度以降に継続して実施する事業は、この限りでない。

(2) 請負施工の場合

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
工 事 費		(直接工事費)	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p>
		(間接工事費)	<p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</li> <li>(2) 準備、跡片付け整地等に要する費用</li> <li>(3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</li> <li>(4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用</li> <li>(5) 技術管理に要する費用</li> <li>(6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。）</li> <li>(7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）</li> </ul>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額								
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>營繕損料については、直接工事費と共に通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <table> <tr> <td>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>	(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合	2.5%	(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合	1.9%	(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	1.5%	(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合	1.0%
(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合	2.5%										
(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合	1.9%										
(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合	1.5%										
(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合	1.0%										

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
			<p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
	現場管理費		<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
			<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超える場合 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超える場合 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超える場合 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p>
	一般管理費		<p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超える場合 1,000万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超える場合 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超える場合 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超える場合 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
	付帶工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	<p>施設整備の付帶工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	廃焼却施設 解体費		廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	用地費及び 補 償 費		用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。
	調 査 費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	工 事 雜 費		<p>請負施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p style="text-align: right;">1.0%</p>
事 務 費	旅 費 及 び 行 府 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合   3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え   10,000万円以下の場合            3.0%</p>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
			(3) 工事費が10,000万円を超える場合 30,000万円以下の場合 2.5% (4) 工事費が30,000万円を超える場合 50,000万円以下の場合 2.0% (5) 工事費が50,000万円を超える場合 100,000万円以下の場合 1.0% (6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%

#### 備 考

1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業に係るごみ処理施設及び埋立処分地施設の施設整備に係る事業において、廃棄物の処理に必要な設備の補助対象とする規模は、原則として、別に定めるところにより算出した量の規模の範囲内であること。
2. 事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、營繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。  
ただし、平成14年度以前に着工し、平成15年度以降に継続して実施する事業は、この限りでない。

#### 付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、プロア、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベア、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

(3) リサイクルタウン整備事業で電動ごみ収集車等を整備する場合

1 区 分	2 費 目	3 基 準 額
車両費 (充・受電機器 設備費を含む)	購入費	2t車を原則とする。 20,000千円×台数

(4) リサイクルタウン整備事業のその他の事業

1 区 分	2 費 目	3 基 準 額
その他の施設 及び設備	環境大臣と協 議し承認を得 たもの	良好な生活環境の形成及びリサイクルを重 視した街づくりを総合的に推進するための 事業で環境大臣に協議し承認を得た額。

## II 費用の説明

補助対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、營繕費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

### 1. 「本工事費」とは

(1) 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事を含む。以下「本工事」という。）の施工に直接必要な材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、労務費及び補助事業者等が負担する労務者保険料（労働保険料、厚生年金保険料、健康保険料等）並びにこれら以外の経費で本工事費に要する歩掛の費用をいう。

ただし、請負施工の場合にあっては、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

### (2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直 接 経 費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機械器具損料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

### (3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運搬費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準備費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるもの除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

- (ウ) 仮設費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。
- (エ) 役務費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。
- (オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。
- (カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。
- (キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。
- (ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。
- ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)
- (4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。
- (5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。
- ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。
- イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。
- ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及び他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。
- (6) 「廃焼却施設解体費」とは、廃止された廃棄物焼却施設の解体に要する費用をいう。
- (7) 「用地費及び補償費」とは、工事の施工に必要な最小限度の土地等の買収(市街地再開発法第91条に規定する補償金等)及び借料並びに工事施工によって生じた家屋、立木、その他の財産権の侵害による損失並びに物権の移転に伴う損失に対する補償に要する費用(補償金に換え直接施工する補償工事に要する経費及び代替用地に対する差額補償費を含む。)をいう。
- (8) 「調査費」とは、補助事業者又は請負業者が工事を施工するために必要な調査測量及び試験等に要する費用をいう。
- (9) 「機械器具費」とは、工事の施工に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。)船舶等の購入費(船舶保険料を含む。)借料運搬費、据付費、撤去費、修繕費及び製作に要する経費をいう。
- (10) 「営繕費」とは、工事の施工に当たって工事期間中のみ必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の損料、借料、移転料及び修繕料をいう。
- (11) 「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費

用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雜役務費、連絡旅費、及び工程に關係ある職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、補助事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人物費並びに物件費〕をいう。

別表 3

区分 種別	廃棄物処理施設整備費補助率	北海道廃棄物処理施設整備費補助率	離島振興事業費補助率	沖縄開発事業費補助率	国土総合開発事業調整費補助率
ごみ処理施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
ごみ燃料化施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
粗大ごみ処理施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物運搬中継・中間処理施設	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物再生利用施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
リサイクルタウン事業整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
埋立処分地施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
産業廃棄物処理施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物循環型処理施設基幹改良事業費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
汚泥再生処理センター整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
コミュニティ・プラント整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3

## 備考

1. 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項の規定に基づき整備する事業（平成18年3月31日までに定められた公害防止計画に基づく事業に限る。）については、上欄にかかわらず補助率1/2とする。
2. 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項の規定に基づき整備する事業については、上欄にかかわらず補助率1/3とする。
3. 北海道廃棄物処理施設整備費にあって、離島振興法第4条第1項の離島振興計画に基づき整備される事業で、ごみ処理施設関係については補助率1/3、し尿処理施設関係については補助率1/2とする。
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の6の規定に基づき整備する事業にあっては、沖縄開発事業費を除き、上欄にかかわらず補助率1/3とする。ただし、1に係る事業は除くものとする。

## 別紙様式第1

番年月  
号日

環境大臣 殿

県市町村（組合）長名

印

## 平成 年度廃棄物処理施設整備事業状況報告書

a 国庫補助対象事業名			b 事業費		
市町村（組合）名	施設名	規模	国庫補助基本額(イ)	補助率(ロ)	国庫補助金(ハ)
			円	/	円
c 事業着工年月日	d 交付決定額	e 補助金受入調書			f 補助金繰越予定額 (d - e)
		受入済額	受入予定額	計	
平成年月日	円	円	円	円	円
g 3月31日までに事業費支払確定の算出根拠					h 事業繰越予定額 (b)の(イ) (g)の(ハ)
(イ) 事業費支払義務確定額		(ロ) 事業費支払予定額	3月31日までに事業費支払確定予定額 (イ)+(ロ)=(ハ)		原申請 着工・竣工
支払済額	支出義務額	計	円	円	円
円	円	円	円	円	円
i 事業費支払確定予定額及び事業繰越予定額内訳					
国庫補助対象事業内訳			事業費支払確定予定額	事業費翌年度繰越予定額	摘要
工種別	工事別	金額	円	円	円
合 計			(g)と(ハ)と同額とする。	(b)と同額とする。	
縫越理由その他 参考事項					

- (注) 1. 補助金受入調書中受入予定額とは、3月31日まで事業費支払確定額に相当する補助額より受入済額を控除した残額をいう。  
 2. 事業費支払義務確定額(イ)とは、補助対象事業がすでに完成された分（法律上の給付行為）に対する事業費の支払額及び支払義務額（現在までの支払義務確定額）をいう。  
 3. 事業費支払予定額(ロ)とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込ある事業に要する費用をいう。  
 4. 事業費支払確定予定額とは、(イ)欄及び(ロ)欄の合計額をいう。  
 5. 事業費繰越額とは、補助基本額より3月31日までの事業費支払確定予定額を控除した額であること。  
 6. 事業費支払確定予定額及び事業繰越予定額内訳の様式その他の記載事項については、補助申請書の事業費明細書に準ずること。

## 別紙様式第2

平成 年度廃棄物処理施設整備費補助金事業施工状況及び工事進捗状況調査

(○○市町村)

工事種別	契約年月日	着工年月日	当該年度費		当該年來高		翌年度へ繰越予定額		工事進捗状況表												備考	
			基本額	補助対象事業費	基本額	補助対象事業費	基本額	補助対象事業費	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(記載例) (補助対象事業)			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
(補助対象外事業) 総合計																						

(注) 報告書提出月日現在までの工事進捗状況を棒線で示すこと。なお、出来高を%で表わすこと。

別紙様式第3

廃棄物処理施設整備費国庫補助金調書

平成 年度 省  
環境

(地方公共団体)

歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳 入		歳 出						
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金額相当	支出済額	うち国庫補助金額相当	翌年度繰越額
	円			円	円		円	円	円	円	円

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目的の細分によるものと規定して補助要綱、若しくは補助条件等によるものと規定する場合においては、他に流用に対する補助金等の額に該当する経費に対する「科目」）は、は、歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては款、目、節等に要する経費の配分を當該経費の配分として記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあつては款、目、節を、歳出にあつては款、目、節等に要する経費の配分を當該経費の配分として記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては當初予算額、補正予算額、補正予算額、補正予算額、予備支出額、流用増額等の区分を明瞭かにして記載すること。

4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われる場合における翌年度に係る補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において地方公共団体の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合には、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもつて記載すること。

別紙様式第4

廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請書

第 平成 年 月 号 日

環境大臣 殿

都道府県市町村長



平成 年度廃棄物処理施設整備費国庫補助金  
( 处理施設) 交付申請について

標記の補助金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額

金 円 (うち消費税相当額 円)

(1) 処理能力 Kt/日, m<sup>3</sup>/日, t/日又はm<sup>3</sup>

(2) 処理方式

2 事業計画説明書	別紙 (1)	号
3 年度別事業計画調書	〃 (2)	号
4 国庫補助金所要額調書	〃 (3)	号
5 財源調書	〃 (4)	号
6 本事務費種別明細書	〃 (5)	号
7 付帯工事費種別明細書	〃 (6)	号
8 廃焼却施設解体費明細書	〃 (7)	号
9 用地費明細書	〃 (8)	号
10 補償費明細書	〃 (9)	号
11 調査費明細書	〃 (10)	号
12 機械器具費明細書	〃 (11)	号
13 営繕費明細書	〃 (12)	号
14 工事雜費明細書	〃 (13)	号
15 事務費明細書	〃 (14)	号
16 代価表に基づく単価一覧表	〃 (15)	号
17 処理工程概要図表	〃 (16)	号

- (注) 1. 1つの事業主体が複数の施設を設置する場合にあっては、交付申請書の区分を廃棄物処理施設整備事業とし、1の申請額は各施設の合計額を記入し、2以下の各調書については各施設に共通しないもののみ別個作成すること。
2. 全体事業における工期が2カ年以上(平成13年度廃棄物処理施設整備事業資金貸付金貸付要綱に基づき事業を実施したものも含む。)にまたがるが、契約を一括して初年度に行う場合においては、初年度に6~16の全体調書を作成し、2カ年目以降の事業については、6~17は不用であること。ただし、各調書において、変更がある場合には該当する調書を作成すること。

(添付書類)

1 設計図面（実測平面図であること。）

(1) 一般平面図

ア. 行政平面図（縮尺1/25, 000～1/50, 000程度）

行政区域、計画収集地域、建設予定地、搬入道路及び放流先等の概況を明示した図面

イ. 主要構造物の配置平面図面（縮尺1/100～1/500程度）

主要な構造物及び設備の配置を明示し、各構造物及び設備の名称、構造物の連絡配管並びに排水管を記入した図面。

(2) その他必要な図面（縮尺任意）

ごみ処理施設の場合には断面図を添付すること。

(注) 図面作成上の注意事項

①ア. 一般平面図は、実測平面図であること。

イ. 主要構造物の配置平面図は、建物にあっては、各階ごとに作成すること。

② 1の(1)イ、主要構造物配置平面図は、次の区分により色分けすること。

ア. 当該年度補助対象事業（補助基本額） 赤色

イ. 当該年度単独事業 緑色

ウ. 次年度以降の事業 黄色

エ. 前年度からの継続事業で実施済事業分（平成13

年度廃棄物処理施設整備事業資金貸付金貸付要綱

に基づき整備したものと含む。）及び現有施設 黒色

ただし、主要な構造物又は設備全体がア～エの区分の一つに属する場合は色分けする必要はなく、その旨図中に〇〇年度補助対象事業又は〇〇年度貸付対象事業と明記すること。

2 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

国庫補助金の歳入のうち廃棄物処理施設整備事業に係る額を明記するものとし、当該予算支出欄には、科目ごとに廃棄物処理施設整備事業に係る額を明記するものとするこ

3 契約済の場合には当該契約書又は仮契約書の写し（未契約の場合には、添付の必要はない）。

4 用地取得にあっては内容が明記された用地売買契約書の写し及び評価額を証明する書類。

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置届出書の写し。

なお、設置届出書の写しを添付できない場合は、添付できない理由書を添付すること。

(注) 全体事業における工期が2カ年以上にまたがる場合において、2カ年目以降の事業については、次によること。

1. 1の(1)のア及び(2)は不用であること。ただし、変更がある場合には、該当する図面を添付すること。

2. 3の契約書及び5の設置届出書は、当該年度の前年度以前の交付申請書に既に添付されており、かつ、変更がない場合には不用であること。

## 事業計画説明書

## 1. 廃棄物処理施設整備事業

## (1) 事業の施行理由及び効果

事業の実態を把握するに便なるよう簡潔、正確に記述し、かつ事業による効果を記述すること。

## (2) 設置しようとする施設の処理対象人口と処理能力

## (3) 事業計画

全体事業計画の概要を記述するとともに、補助対象となる事業計画を具体的に記述すること。

なお、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」（平成10年10月28日生衛発第1572号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」（平成12年10月6日生衛発第1517号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）及び「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について」（平成12年12月28日生衛発第1903号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に適合していることを確認した根拠を簡潔に記述すること。

## (4) 施行方針（工事方法）

補助事業に該当する各工種別ごとに施行方針（工事方法）を具体的に記述すること。

## (5) 施行方法

事業の施行について直営又は、請負の別を記述すること。ただし、直営及び請負の併合するものは各々事業内容の概要を記述すること。

（例　請負施工　ただし、資材購入のみは直営とする。等）

## (6) 施行場所及び総面積

所在地を記載すること。

## 総面積

## (7) 工事着工予定年月日及び竣工予定年月日

当該年度事業	着工予定	年	月	日
	竣工予定	年	月	日
全 体 事 業	着工予定	年	月	日
	竣工予定	年	月	日

## (8) 設計責任者

所属 職 氏名

## (9) 工事施工監督者

所属 職 氏名

## (10) リサイクルタウン事業にあっては、次表の項目についても記載すること。

対象地域	・面積 ・人口 ・種別（住宅地・観光地・再開発・その他）	(km <sup>2</sup> ) (人)
対象事業	・分別収集回収拠点 ・小規模ストックヤード ・簡易プレス機 ・電動ごみ収集車 ・分別ごみ収集車 ・その他（具体的に記入）	○○箇所 ○○箇所 ○○台 ○○台 ○○台

## 年度別事業計画調書

全体事業計画内容				過年度迄実施済事業				当該年度予定事業		平成 年度予定事業		平成 年度予定事業	
区分及び項目別	工種別	工事別	金額	補助対象事業費	補助対象外事業費	貸付対象事業費	貸付対象外事業費	補助対象事業費	補助対象外事業費	補助対象事業費	補助対象外事業費	補助対象事業費	補助対象外事業費
(補助及び貸付対象事業分) 土木費			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本工事費	受入貯留設備	土木工事											
		機械工事											
		小計											
		土木工事											
		機械工事											
		小計											
		共通仮設費											
		○○○											
		現場管理費											
		一般管理費											
消費税相当額													
小計													
廃焼却施設解体費													
用地費及び補償費													
調査費													
消費税相当額													
小計													
車両費													
消費税相当額													
小計													
の他の施設及び備													
消費税相当額													
小計													
事務費													
消費税相当額													
小計													
補助及び貸付対象外事業分 その他の工事費													
消費税相当額													
小計													
計				※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
消費税相当額													
合計													

(注) 1. 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、それぞれの貸付対象事業費欄をさらに「本土分」と「離島分等」に区分して作成すること。  
 2. 消費税相当額欄の※は、総事業費の比例案分により算出し記入する。  
 3. 本工事費及び事務費欄は、「廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に係る工事歩掛表」、「廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に係る単価表」等により算出し記入する。

国庫補助金所要額調査書

(単位：円)

区分及び項目	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	基準額(D)	補助対象事業費(E)	国庫補助基本額(CとDを比較していざれか少ない額)(F)	国庫補助所要額(E×F)	備考(G)
補助対象事業費 (用地費及び補償費を除く)	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	
用地費及び補償費								
車両費								
その他の施設及び設備								
事務費								
補助対象外事業分担額								
消費税相当額								
合計								

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該年度施工の廃棄物処理施設整備事業に係る総事業費を記載すること。  
 2 「寄付金その他の収入」欄には、当該事業に充てるべき指定寄付金その他の収入額をいう。ただし、都道府県助成金その他の受益者負担金は除くものとする。なお、収入明細を「備考」欄に記載すること。  
 3 「基準額」欄には、交付要綱別表2の基準額によって算定したものを記載すること。  
 4 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、「国庫補助基本額」及び「国庫補助所要額」欄をそれぞれ本土分と離島分等に区分し、「国庫補助所要額」欄は合計額を記載すること。

## 別紙(4)号

## 財源調書

総事業費	財源内訳					備考
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	一般会計	特別会計	
円	円	円	円	円	円	円

## (記載上の注意)

- 1 「総事業費」欄には、別紙(3)号「国庫補助金所要額調書」による総事業費を記載すること。
- 2 財源内訳の国庫補助金以外の財源で決定していないものについては見込額を記載すること。
- 3 「備考」欄には、「都道府県補助金」の算出基礎を明記すること。

別紙(5)号

本工事費種別明細書

工種別	工事別	種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額	特殊製品額	積算根拠
受入貯留設備工事						円	円		
	土木工事	掘さく	0~15	m <sup>3</sup>					
		埋戻し							
		-----							
		-----							
		(小計)							
	機械工事	マンホール	φ 0.6m <sup>3</sup>	個					
		-----							
		-----							
		(小計)							
		合計							
一次処理設備工事									
	土木工事	掘さく							
		-----							
		(小計)							
	機械工事	攪拌機		式					
共通仮設費									
現場管理費									
一般管理費									
		総合計							

## (記載上の注意)

- 各工種別において単価、金額で円未満は切り捨てる。
- 工事が直営及び請負を併合するものについては、その別を明確に記載すること。
- 機械工事について1式100万円以上の場合は、必ず調書（設計、製作、形式、寸法及び金額）を添付すること。特殊製品の価格の積算については、現場到着の価格でもって記載すること。  
なお、積算根拠欄には積算の基礎とした代価表等を記入すること。
- 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、各種別的小計ごとに本土分と離島分等を規模按分して記載すること。

別紙(6)号

付帯工事費種別明細書

別紙(5)号「本工事費種別明細書」作成要領に準ずること。

別紙(7)号

廃焼却施設解体費明細書

別紙(5)号「本工事費種別明細書」作成要領に準ずること。

別紙(8)号

用地費明細書

図面対象番号	国公私有の別	面積	単価	買取金額	評価額(m <sup>2</sup> 当たり)	備考
		m <sup>2</sup>	円	円	円	(記載欄格上に又は、農地評定委員会を評定責任する旨を記載すること。)

別紙(9)号

補償費明細書

離作補償、建物移転補償等具体的に前別紙各号に準じて記載するに準ずること。ただし、補償工事費については、別紙(5)号「本工事費種別明細書」の作成要領に準ずること。

別紙(10)号

調査費明細書

別紙(5)号「本工事費種別明細書」作成要領に準ずること。

別紙(11)号  
(直営施工の場合)

機械器具費明細書

名 称	細 别	形 状・規 格・寸 法	數 量	单 価	金 領	備 考
				円	円	

(記入上の注意)

- 1 「細別」欄には、購入、修理、製作、運搬、据付、撤去等の別を記載すること。
- 2 損料の場合は、「備考」欄にその算出基礎を明記すること。

別紙(12)号  
(直営施工の場合)

営繕費明細書

名 称	細 別	单 位	數 量	单 価	金 領	備 考
				円	円	

(記入上の注意)

- 1 「細別」欄には、借料、損料、移転料又は修繕費等の別を記載すること。
- 2 損料の場合には、「備考」欄にその算出基礎を明記すること。

別紙(13)号

工事雑費明細書

細目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
計				円	円	

別紙(14)号

## 事務費明細書

費目	細目	内訳	数量	単価	金額	備考
旅費	○○連絡旅費			円	円	
	検 収 旅 費					
	管内連絡旅費					
宿 費	賃 金					
	需 要 費					
	消 耗 品 費					
	燃 料 費					
	食 糧 費					
	○ ○ ○					
	役 務 費					
	通 信 運 搬 費					
	手 数 料					
	委 託 料					
	使用料及び賃借料					
	備 品 購 入 費					
合 計						

別紙(15)号

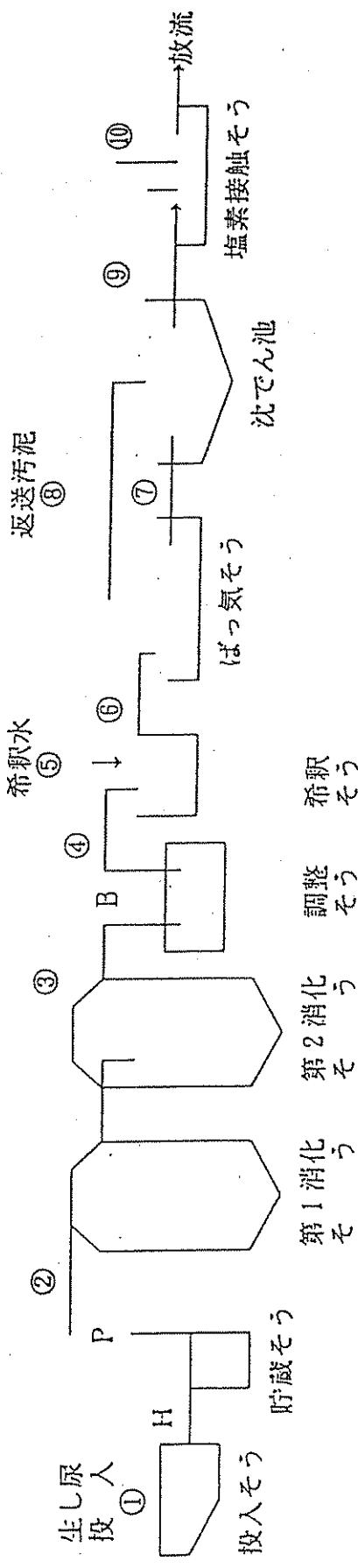
## 代価表に基づく単価一覧表

第号	名 称	単位	金 領	内訳	第号	名 称	単位	金 領	内訳
1	床掘工	m <sup>3</sup>	円	砂質	1		円		
2					2				
3	埋戻工	m <sup>3</sup>		砂質	3				
4					4				
...					...				

別紙(16)号

トーナメント

表四 要點概程工程處理處



## (2) BOD 計算基準

生し尿		第2消化そ 脱離液	希釀そ う出口	ばっ氣そ う	沈でん池出口	塩素接觸そ う出口
BOD	PPM	13,500	2,500	—	—	30以下
除去率	%	—	81.5	—	—	76

### (3) 流量表記 "Q" と "d" とする。

別紙様式第5

廃棄物処理施設整備費国庫補助金事業実績報告書

第  
平成 年 月 号  
日

知事殿

都道府県市町村長

(印)

平成 年度廃棄物処理施設整備費国庫補助金  
( 処理施設) 事業実績報告書の提出について

平成 年度において国庫補助金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により関係書類を添えて報告する。

1. 精算金額

金 円 (うち消費税相当額 円)  
(1) 処理能力 Kℓ/日, m³/日, t/日又はm³

(2) 処理方式

2. 交付決定額 金 円 ○○○○○第 号 平成 年 月 日  
金 円 ○○○○○第 号 平成 年 月 日

3. 収支精算書	別紙(1)号
4. 事業費財源精算調書	〃(2)号
5. 国庫補助金受入調書	〃(3)号
6. 寄付金その他の収入額明細書	〃(4)号
7. 年度別事業計画精算調書	〃(5)号
8. 本工事費種別精算調書	〃(6)号
9. 付帯工事費種別明細精算調書	〃(7)号
10. 廃焼却施設解体費精算調書	〃(8)号
11. 用賃料精算調書	〃(9)号
12. 補償費精算調書	〃(10)号
13. 調査費精算調書	〃(11)号
14. 機械器具費精算調書	〃(12)号
15. 営繕費精算調書	〃(13)号
16. 工事雑費精算調書	〃(14)号
17. 事務費精算調書	〃(15)号
18. 代価表に基づく単価一覧表	〃(16)号
19. 残存物件調査表	〃(17)号
20. 処理工程概要図表	〃(18)号

- (注) 1. 廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請を廃棄物処理施設整備事業として申請した場合は、交付申請書に準じて作成すること。  
2. 廃棄物処理施設整備費国庫補助事業のうち、都道府県が実施する事業については、環境大臣に実績報告書を提出すること。

(添付書類)

- 1 設計図面（竣工）は申請書に添付する図面と同じ様式とする。  
なお、申請書と同じ設計図面であれば、省略することができる。
- 2 事業費歳入、歳出決算書（又は見込書）抄本。
- 3 請負工事の場合は契約書の写し（約款等を含む。）を、直営工事の部分について資材調書等を添付すること。なお、直営又は請負にかかわらず工事竣工届を添付すること。
- 4 その他参考となる資料。

## 別紙(1)号

## 収 支 算

(単位：円)

区分及び項目	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	基準額 (補助対象 事業費) (C)	国庫補助基本額 (CとDを比較 していざれかか しない額) (D)	国庫補助金 所要額 (E) × 補助率 (F)	国庫補助 交付決定 額 (G)	国庫補助 受入額 (H)	差引過△額 不足額 (F-H) (I)	備考	
									補助対象事業費 (用地費及び補償費を除く)	車両費
工事費										
用地費及び補償費										
車両費										
その他の施設及び設備 事務費										
補助対象外事業費										
消費税相当額										
合計										

(注) 国庫補助金申請書別紙(3)号「国庫補助金所要額調書」の作成要領に準ずること。

別紙(2)号

事業費財源精算調査書

総事業費	財源内訳					備考
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	一般会計	特別会計	
	円	円	円	円	円	円

(注) 1 「総事業費」欄には、「収支精算書」の総事業費を記載すること。  
 2 「備考」欄には、「都道府県補助金」及び「その他の算出基礎を明記すること。

別紙(3)号

国庫補助金受入調査書

区分	国庫補助金額	受入年月日			備考
		年	月	日	
受受 入予定 合	額				

別紙(4)号

寄付金その他の収入額明細書

区分	金額	備考

(注) 備考欄には算出基礎を明記すること。

## 年度別事業計画精算調書

全体事業計画内容				過年度迄実施済事業				当該年度実施事業		平成 年度予定事業		平成 年度予定事業	
区分及び項目別	工種別	工事別	金額	補助対象事業費	補助対象外事業費	貸付対象事業費	貸付対象外事業費	補助対象事業費	補助対象外事業費	補助対象事業費	補助対象外事業費	補助対象事業費	補助対象外事業費
(補助及び貸付対象事業分) 土木費			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本工事費	受入貯留設備	土木工事											
		機械工事											
		小計											
		土木工事											
		機械工事											
		小計											
	共通旅費費												
	○ ○ ○												
	現場管理費												
	一般管理費												
消費税相当額													
小計													
廃焼却施設解体費													
用地費及び補償費													
調査費													
消費税相当額													
小計													
車両費													
消費税相当額													
小計													
その他の施設及び備													
消費税相当額													
小計													
事務費													
消費税相当額													
小計													
補助及び貸付対象外事業分 その他の工事費													
消費税相当額													
小計													
計													
消費税相当額				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
合計													

(注) 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、それぞれの貸付対象事業費欄をさらに「本土分」と「離島分等」に区分して作成すること。

別紙(6)号

本工事費種別明細精算書

工種別	工事別	種 别	形 状	寸 法	单 位	数 量	单 価	金 额	特殊製品額	備 考
							円	円		

(記入上の注意)  
国庫補助金申請書別紙(5)号「本工事費種別明細書」記載上の注意を参考の上記入すること。

別紙(7)号

付帯工事費種別明細精算書

別紙(6)号「本工事費種別明細書」の作成要領に準ずること。

別紙(8)号

廃焼却施設解体費精算書

別紙(6)号「本工事費種別明細書」の作成要領に準ずること。

別紙(9)号

用地費精算書

図面対象番号	所有者名	面 積	单 価	金 额	備 考
		㎡		円	

別紙(10)号

補償費精算書

国庫補助金申請書別紙(9)号「補償費明細書」の作成要領に準ずること。

別紙(11)号

調査費精算書

別紙(6)の「本工事費種別明細精算書」の作成要領に準ずること。

別紙(12)号

機械器具費精算書(直當施工の場合)

名 称	細 目	形 状・規 格・寸 法	数 量	単 価	金 額	備 考
					円	

(記入上の注意)  
国庫補助金申請書別紙(11)号「機械器具費明細書」記載上の注意を参照のうえ記入すること。

別紙(13)号

當縫費精算書(直當施工の場合)

名 称	細 目	单 位	数 量	单 価	金 額	備 考
					円	

(記入上の注意)  
国庫補助金申請書別紙(12)号「當縫費明細書」記載上の注意を参照のうえ記入すこと。

別紙(14)号

工事雑費精算書

名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 領	備 考
				円	円	

別紙(15)号

事務費精算書

名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 領	備 考
				円	円	

(記入上の注意)  
国庫補助金申請書別紙(14)号「事務費明細書」記載上の注意を参照のうえ記入すること。

別紙(16)号

代価表に基づく単価一覧表

第号	名 称	単位	金 额	内 容	第 号	名 称	単位	金 额	内 容
1	床掘工	m <sup>3</sup>	円	砂 質	.	.	.	.	円
2	埋戻工	m <sup>3</sup>	"						
3									
4									

別紙(17)号

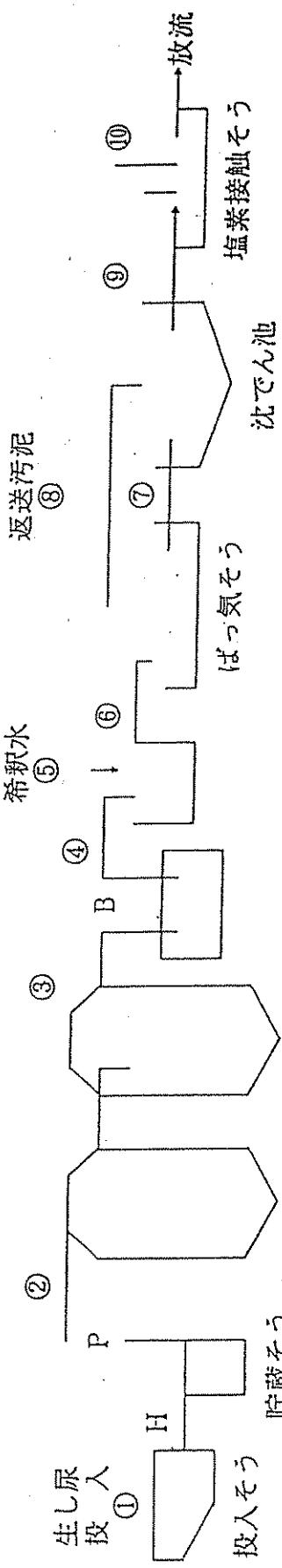
残存物件調査書

品名・形状・寸法	購入量	単位	使 用 材 料	計	残 数	存 物 件	価 格	備 考
			購入分・手持分				円	

残余を生じた理由  
処 分 方 法

別紙(18)号

## 处理工程概要图



## (2) BOD 計算基準

生し尿		第2消化そう 脱離液	希釀そう出口	ばっ氣そう	沈でん池出口	塩素接触そう出口
BOD	PPM	13,500	2,500	—	—	30以下
除去率	%	—	81.5	—	—	76

### (3) 流量計

別紙様式第6

廃棄物処理施設整備費国庫補助金年度終了実績報告書

第 号  
平成 年 月 日

知事 殿

都道府県市町村長

(印)

平成 年度廃棄物処理施設整備費国庫  
補助金(○○処理施設) 年度終了実績  
報告書の提出について

平成 年 月 日〇〇〇〇〇第 号をもって交付決定を受けた標記  
事業については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の  
規定により、関係書類を添え別紙のとおり報告する。

(注) 廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請を廃棄物処理施設整備事業とし  
て申請した場合は、交付申請書に準じて作成すること。

## 別 紙

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額			事業実施期間			摘要
	事業費	補助基本額	補助金額	事業支払実績額(見込)	事業費額	補助金受入額	事業進捗率	補助金額	着手年月	完了予定期間	年	月	
	円	円	円	%	円	円	%	円	円	円			

別紙様式第7

廃棄物処理施設全体事業竣工報告書

第 号  
平成 年 月 日

知事殿

都道府県市町村長 印

平成 年度国庫補助事業廃棄物処理施設（〇〇処理施設）  
全体事業竣工報告書の提出について

平成 年度国庫補助事業の交付を受けて施工した標記の全体事業が完了した  
ので、関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金の額 金 円  
(1) 事業年度 平成 年度から平成 年度まで  
(2) 処理能力 Kt/日、 m<sup>3</sup>/日、 t/日又はm<sup>3</sup>  
(3) 処理方式
- 2 国庫補助金交付額確定通知  
金 円 ○○○○○第 号 平成 年 月 日
- 3 事業竣工報告書 別紙(1)号
- 4 事業費財源精算調書 別紙(2)号
- 5 年度別事業計画精算調書 別紙(3)号

(添付書類)

- 1 各工種ごとの竣工写真及び竣工全景写真
- 2 国庫補助事業年度の翌年度以降の市町村単独事業に係る工事請負契約書の  
写し、直営工事の部分については資材の調書等
- 3 請負工事直営工事とも工事竣工届及び工事竣工検査書

- (注) 1. 廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請を廃棄物処理施設整備事業  
として申請した場合には、交付申請書に準じて作成すること。  
2. 都道府県が実施した事業については、環境大臣に実績報告書を提出す  
ること。

別紙(1)号

# 事業竣工報告書

### 1. 全體事業工事期間

着工 平成 年月 日  
竣工 平成 年月 日

平成 年月日  
平成 年月日

## 2. 施工方法

工事種別	直営 請負	施工内容	契約方法	工事施工者	備考

(記入上の注意)

- (1) 工事の施工者の欄には、請負の場合は契約の相手方の住所及び氏名（法人の場合はその名称、主たる事務所及び代表者名）を、直営の場合は直接施工に当たった市又は町村部局課及び責任者名を記載すること。

(2) 備考欄には設計者、契約年月日及びその他参考となる事項等を記載すること。

別紙(2)号

# 籌算精源財費業博

## 別紙(3)号

## 年度別事業計画精算調査書

全 体 事 業 計 画 内 容		平成 年度事業		平成 年度事業		平成 年度事業		備 考	
区分及び費目別	工種別	工事別	金額	補助対象 事 業	補助対象 外 事 業	補助対象 事 業	補助対象 外 事 業	補助対象 事 業	補助対象 外 事 業
(補助対象事業分) 工 本 工 事		土木工事 機械工事	円	円	円	円	円	円	円
				(%)	(%)	(%)			
廃棄却施設解体費 用地費及び補償費 調査車その他の施設及 設事務	(合計)	(補助対象外事業 その他の工事 改造(合計))							
総 合	計								

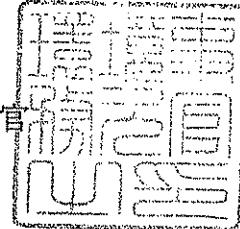
- (注) 1 本土分と離島分等を合せて行う事業にあっては、それぞれの「補助対象事業」欄を更に「本土分」と「離島分等」として区分して作成すること。  
 2 補助事業年度を超えた市町村単独事業分については、事業年度欄を加えて補助対象外欄に記入すること。  
 3 補助対象事業については、~~戈~~13年度廃棄物処理施設整備事業資金寸金の対象事業分を含む。

(4)

環廃対発第060424004号  
平成18年 4月24日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）の  
国庫補助について

標記交付金の交付については、平成15年5月14日付環廃対発第030514002号環境事務次官通知の別紙「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般交付要綱の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成17年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1. 別紙3を別添のように改める。



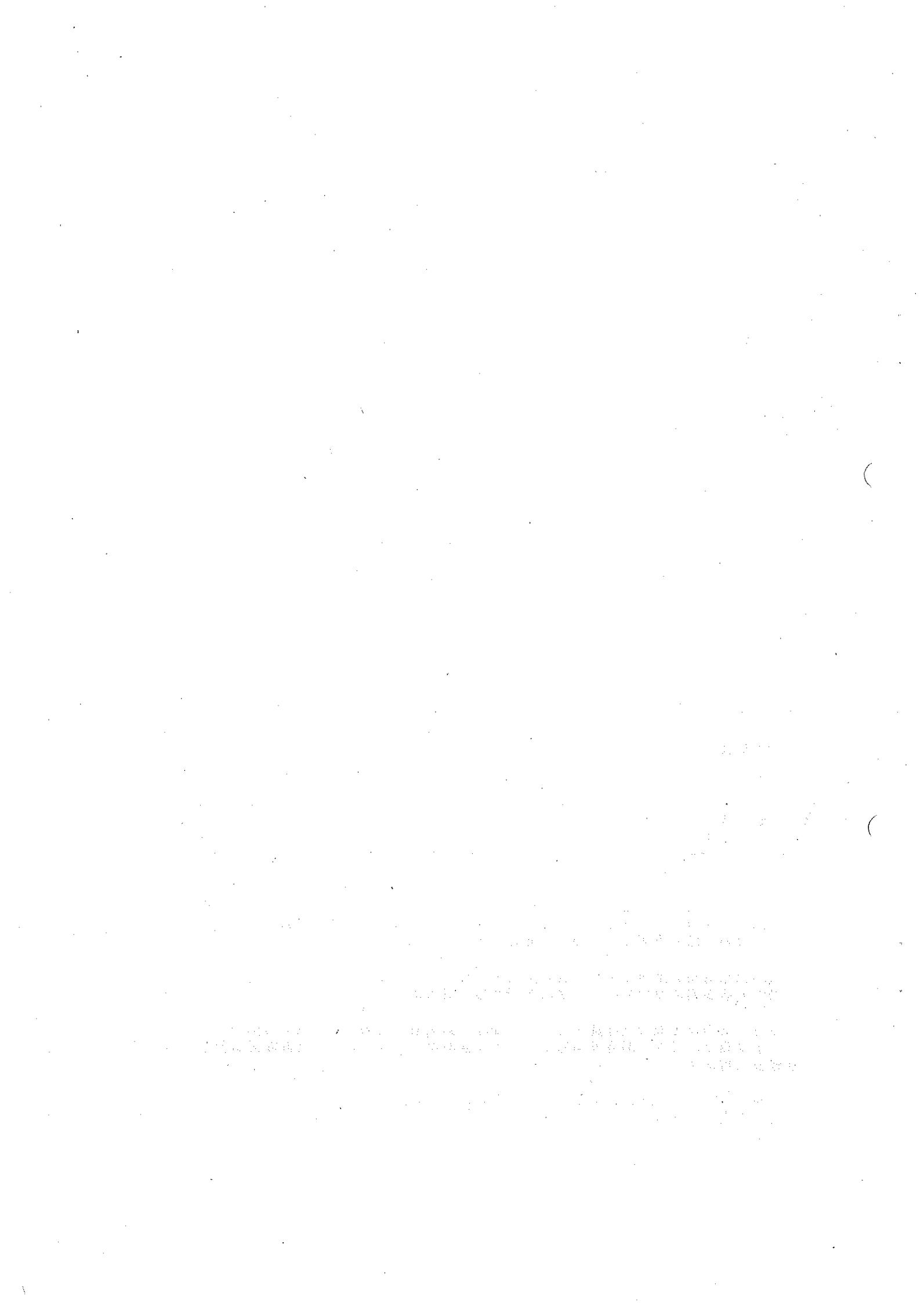
## 【別添】

別表 3

区分 種別	廃棄物処理 施設整備費 補助率	北海道廃棄物 処理施設 整備費補助率	離島振興 事業費補助率	沖縄開発 事業費補助率	国土総合開発 事業調整費 補助率
ごみ処理施設 整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
ごみ燃料化 施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物運搬 中継・中間 処理施設	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物再生利 用施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
埋立処分地 施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
汚泥再生処理 センター整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
し尿・浄化槽 汚泥高度処理 施設整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
コミュニティ・プラント 整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3

## 備考

- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項の規定に基づき整備する事業（平成18年3月31日までに定められた公害防止計画に基づく事業に限る。）については、上欄にかかわらず補助率1/2とする。
- 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項の規定に基づき整備する事業については、上欄にかかわらず補助率1/3とする。
- 北海道廃棄物処理施設整備費にあって、離島振興法第4条第1項の離島振興計画に基づき整備される事業で、ごみ処理施設関係については補助率1/3、し尿処理施設関係及び生活排水処理施設は補助率1/2とする。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の6の規定に基づき整備する事業にあっては、沖縄開発事業費を除き、上欄にかかわらず補助率1/3とする。ただし、1に係る事業は除くものとする。



別紙

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）  
国庫補助金交付要綱

（通 則）

1. 廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほかこの交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2. この補助金は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して一般廃棄物処理施設を整備し、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（交付の対象）

3. この補助金は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第4項に規定する選定事業又はPFI法施行以前から計画していた事業であって平成11年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱の3に該当する事業として環境大臣が認めるもののうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条、第12条及び第12条の2並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府厚生省令第1号）第1条第1項及び第2条第1項の規定による技術上の基準及び別に定める細目基準に適合した次の事業を交付の対象とする。

- (1) 平成6年10月31日衛環第297号厚生省生活衛生局水道環境部長通知「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業実施要綱」による事業として別表1の1に定める廃棄物処理施設の新設に係る整備事業  
(2) 別表1の2に定める廃棄物処理施設の新設に係る整備事業

（補助事業者）

4. この補助金は、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者又は3に定める環境大臣が認める事業を行う者であって平成11年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱の4に定める事業者に該当する者として環境大臣が認めるもの（以下「補助事業者」という。）に対し補助するものとする。

(補助対象事業費)

5. この補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）の額は、別表2のIの第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第4欄に掲げる基準額（実支出額がこの算定基準により算定された額より少ないとときは、実支出額）の合計額とする。

(交付額の算定方法)

6. この補助金の交付額は、補助対象事業費の額と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ないとときは、（以下「国庫補助基本額」という。）に、別表3に掲げる区分及び種別ごとの補助率を乗じて得た額とする。  
ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

7. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業計画の変更

補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の計画について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、9に定める変更申請手続により事業計画変更申請書を作成し、環境大臣の承認を受けなければならない。

- ① 处理能力
- ② 处理方式
- ③ 施設の設置場所（ただし、100m以内の変更は除く。）
- ④ 構造及び工法変更のうち工事の重要な部分に関するもの。

(2) 経費の配分変更

① 補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の配分を変更しようとする場合には、9に定める変更申請手続により経費の配分変更申請書を作成し、環境大臣の承認を受けなければならない。

ただし、事業計画の変更に伴い経費の配分変更する場合は、事業計画の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

ア. 工事費

- (ア) 本工事費（工種が分けられている場合においてはその工種別）
- (イ) 付帯工事費（工種が分けられている場合は、その工種別）
- (ウ) 補償費
- (エ) 調査費
- (オ) 工事雑費

イ. 事務費

- ② ①の場合において、次のいずれかに該当する軽微な変更については、承認を要しないものとする。

- ア. 前項アの各工事の相互間におけるそれぞれの経費の3割以内の変更。
- イ. 本工事費及び付帯工事費において工種別金額の3割以内の変更。
- ウ. 事務費から工事費への流用。

### (3) 補助事業の中止又は廃止

補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに、当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を施設の設置場所を所轄する都道府県知事に提出し、都道府県知事は取りまとめの上、環境大臣に提出しその承認を受けなければならない。

### (4) 工期の変更

補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合には、毎年度2月末日までに別紙様式第1「廃棄物処理施設整備事業（民間資金活用型社会資本整備事業）状況報告書」を施設の設置場所を所轄する都道府県知事に提出し、都道府県知事は取りまとめの上、環境大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

### (5) 状況報告等

- ア. 補助事業者は、毎年度12月末日までに別紙様式第2「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）補助金事業施工状況及び工事進捗状況調」を施設の設置場所を所轄する都道府県知事に提出し、都道府県知事は取りまとめの上、環境大臣に提出しなければならない。
- イ. 環境大臣は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

### (6) 財産の処分

- ア. 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- イ. 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。
- ウ. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

### (7) 補助金調書

補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

### (8) 契約時の措置

工事契約締結の際は、「一括下請負の禁止」について条件を付するものとする。

#### （申請手続）

8. この補助金の交付の申請は、毎年度8月末日までに別紙様式第3「廃棄物処理施設整

備費（民間資金活用型社会资本整備事業）国庫補助金交付申請書」を施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出し、都道府県知事は別紙様式第3を審査し、取りまとめの上関係書類を添えて、環境大臣に提出するものとする。

補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、当該補助金における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）

（以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

#### （変更申請手続）

9. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、8に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

なお、変更申請に当たっては、変更部分のみ変更前、変更後と内容が判別できるものとし、事業費内訳等は変更後は上欄に併記して、作成すること。

#### （交付決定の通知等）

10. 環境大臣は、8及び9による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときには交付決定を行い、その決定の内容及び交付条件を補助事業者に通知するものとする。

環境大臣は、交付の決定を行うに当たっては、8により当該補助金に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

また、環境大臣は、交付の申請がなされた全ての補助事業について、当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して決定を行うものとする。

なお、環境大臣は、交付申請書が到達した日から原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

#### （交付の申請の取り下げ）

11. 補助事業者は、その決定の内容又は前条の規定によりこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、その交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

#### （交付の決定の取消し）

12. 環境大臣は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は補助金の交付の決定の内

容若しくはこれに付された条件その他この要綱に定めるところに違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

また、環境大臣は、当該規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨及び理由を書面により通知するものとする。

なお、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、環境大臣は、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

#### (実績報告)

13. この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（7の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第4「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金事業実績報告書」を施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

また、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式第5「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金年度終了実績報告書」を施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

なお、国庫補助事業年度の翌年度以降において補助事業者が単独事業により継続して施行する場合にあっては、全体事業が完了したとき、別紙様式第6「廃棄物処理施設（民間資金活用型社会資本整備事業）全体事業竣工報告書」による報告書を全体事業完了後1か月以内に施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

補助事業者は、8のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

#### (消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

14. 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金の仕入に係る消費税等相当額報告書」を速やかに施設の設置場所を管轄する都道府県知事に報告し、都道府県知事は環境大臣に当該報告を進達しなければならない。

環境大臣は、当該報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

#### (補助金の額の確定)

15. 都道府県知事は、実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び現地調査等を行い、当該補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、補助金の交付の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

この場合において、既に当該確定した額を超える補助金が交付されているときは、都道府県知事は、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

16. 特別の事情により、5、6、8、9、11、13及び14に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

## 国庫補助対象施設等

補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める場合を除き、100,000千円に満たない事業を除く。また、廃止されたごみ焼却施設の解体跡地の全部又は一部を利用して行う施設整備事業にあっては、廃止された施設の解体に係る費用を事業費に含むことができるものとする。

### 1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業

ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、平成15年5月14日付け環廃対発第030514005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会资本整備事業）国庫補助金取扱要領」（以下「国庫補助金取扱要領」という。）に定める建築物等の設備は含まないものとする。

- (1) ごみ処理施設
- (2) ごみ燃料化施設
- (3) 廃棄物運搬中継・中間処理施設
- (4) 廃棄物再生利用施設
- (5) 埋立処分地施設

（埋立処分可能期間が5年以上又は埋立面積が10,000m<sup>2</sup>以上のもの。）

不適正な埋立処分地を適正な埋立処分地に再生する事業を含む。）

- (6) 上記各事業とも、事務所、倉庫、公舎等の施設を除く。

### 2. 一般廃棄物処理施設整備事業のうち、1以外の事業

- (1) 汚泥再生処理センター
- (2) し尿・浄化槽汚泥高度処理施設

（し尿等の海洋投入禁止処分に伴い、適正な陸上処理を行うための施設整備に限る。）

- (3) コミュニティ・プラント（処理能力100人以上のもの。）
- (4) 上記各事業とも、事務所、倉庫、公舎等の施設を除く。

別表2

## I 算定基準

1区分	2費目	3細分	4基準額
工事費	本工事費	(直接工事費)	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p>
		(間接工事費)	<p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</li> <li>(2) 準備、跡片付け整地等に要する費用</li> <li>(3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</li> <li>(4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用</li> <li>(5) 技術管理に要する費用</li> <li>(6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。）</li> <li>(7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）</li> </ul>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>營繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
	現場管理費		<p>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p> <p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

1 区 分	2 費 用 目	3 細 分	4 基 準 額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超える場合 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超える場合 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超える場合 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超える場合 1,000万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超える場合 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超える場合 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超える場合 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>

1区分	2費目	3細分	4基準額
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工事費 門囲障等 工事費 その他 工事費	<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	廃焼却施設 解体費		廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	補償費		補償等に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	調査費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	工事雑費		請負施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。請負施工に係る工事費（工事雑費を除く） 1.0%
事務費	旅費及び 庁費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</p>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
			<p>(2) 工事費が 5,000万円を超える場合 3.0%</p> <p>(3) 工事費が10,000万円を超える場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超える場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>

#### 備 考

1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業に係るごみ処理施設及び埋立処分地施設の施設整備に係る事業において、廃棄物の処理に必要な設備の補助対象とする規模は、原則として、別に定めるところにより算出した量の規模の範囲内であること。

2. 事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、營繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

ただし、平成14年度以前に着工し、平成15年度以降に継続して実施する事業は、この限りでない。

#### 付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撒水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベア、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう。

ただし、現場加工されるものを除く。

## II 費用の説明

補助対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、補償費、調査費及び工事雑費に、事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

### 1. 「本工事費」とは

(1) 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事を含む。以下「本工事」という。）の施工に直接必要な材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、労務費及び補助事業者等が負担する労務者保険料（労働保険料、厚生年金保険料、健康保険料等）並びにこれら以外の経費で本工事費に要する歩掛の費用をいう。

ただし、請負施工の場合にあっては、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

### (2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直 接 経 費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機械器具損料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

### (3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運搬費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準備費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるもの除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

- (ウ) 仮設費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。
- (エ) 役務費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。
- (オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。
- (カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。
- (キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。
- (ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。
- ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)
- (4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。
- (5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。
- ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。
- イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。
- ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。
- (6) 「廃焼却炉解体費」とは、廃止された廃棄物焼却施設の解体に要する費用をいう。
- (7) 「補償費」とは、借料及び工事施工によって生じた家屋、立木、その他の財産権の侵害による損失並びに物権の移転に伴う損失に対する補償に要する費用(補償金に換え直接施工する補償工事に要する経費及び代替用地に対する差額補償費を含む。)をいう。
- (8) 「調査費」とは、補償事業者又は請負事業者が工事を施工するために必要な調査測量及び試験等に要する費用をいう。
- (9) 「工事雜費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付隨して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雜役務費、連絡旅費、及び工程に關係ある職員の給与(退職手当金を除く。)並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、補助事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人物費並びに物件費〕をいう。

別表 3

区分 種 別	廃棄物処理 施設整備費 補 助 率	北海道廃棄物 処理施設 整備費補助率	離島振興 事業費補助率	沖縄開発 事業費補助率	国土総合開発 事業調整費 補 助 率
ごみ処理施設 整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
ごみ燃料化 施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物運搬 中継・中間 処理施設	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物再生利 用施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
埋立処分地 施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
汚泥再生処理 センター整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
し尿・浄化槽 汚泥高度処理 施設整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
コミュニティ・プラント 整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3

## 備考

1. 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項の規定に基づき整備する事業（平成18年3月31日までに定められた公害防止計画に基づく事業に限る。）については、上欄にかかわらず補助率1/2とする。
2. 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項の規定に基づき整備する事業については、上欄にかかわらず補助率1/3とする。
3. 北海道廃棄物処理施設整備費にあって、離島振興法第4条第1項の離島振興計画に基づき整備される事業で、ごみ処理施設関係については補助率1/3、し尿処理施設関係及び生活排水処理施設は補助率1/2とする。
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の6の規定に基づき整備する事業にあっては、沖縄開発事業費を除き、上欄にかかわらず補助率1/3とする。ただし、1に係る事業は除くものとする。



## 別紙様式第1

番号  
年月

環境大臣 殿

法人名及び代表者名

(印)

平成 年度廃棄物処理施設整備事業（民間資金活用型  
社会资本整備事業）状況報告書

a 国庫補助対象事業名			b 事業費			
市町村等名	施設名	規模	国庫補助基本額(イ)	補助率(ロ)	国庫補助金(ハ)	
			円	/	円	
c 事業着工 年月日	d 交付決定額	e 補助金受入調書			f 補助金繰越予定額 (d - e)	
年月日	円	受入済額	受入予定額	計	円	
年月日	円	円	円	円	円	
g 3月31日までに事業費支払確定の算出根拠					h 事業繰越予定額 (b)の(イ) (g)の(ハ)	
(イ) 事業費支払義務確定額 支払済額 支出義務額 計			(b)事業費支払予定額 3月31日までに 事業費支払確定予定額 (イ)+(ロ)=(ハ)		原申請 円	事業竣工予定年月日 着工 .. 竣工 ..
円	円	円				円
i 事業費支払確定予定額及び事業繰越予定額内訳					原申請 着工 .. 竣工 .. 繰越 .. 竣工 ..	
国庫補助対象事業内訳 工種別 工事別 金額			事業費支払 確定予定額	事業費翌年度 繰越予定額	摘要	
		円	円	円		
合 計			(g)と(ハ)と同 額とする。	(b)と同額と する。		
繰越理由その他 参考事項						

- (注) 1. 補助金受入調書中受入予定額とは、3月31日まで事業費支払確定額に相当する補助額より受入済額を控除した残額をいう。  
 2. 事業費支払義務確定額(イ)とは、補助対象事業が既に完成された分(法律上の給付行為)に対する事業費の支払額及び支払義務額(現在までの支払義務確定額)をいう。  
 3. 事業費支払予定額(ロ)とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込ある事業に要する費用をいう。  
 4. 事業費支払確定予定額とは、(イ)欄及び(ロ)欄の合計額をいう。  
 5. 事業費繰越額とは、補助基本額より3月31日までの事業費支払確定予定額を控除した額であること。  
 6. 事業費支払確定予定額及び事業繰越予定額内訳の様式その他の記載事項については、補助申請書の事業費明細書に準ずること。

## 別紙様式第2

平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）  
 補助金事業施工状況及び工事進捗状況調査

(法人名)

工事種別 (記載例) 補助対象業 [事]	契約年月日 着工年月日	当該年度費 基本額 円	当該年度高 基本額 円	当出来 高 基本額 円	翌年度へ 繰越予定額 基本額 円	工事進捗状況表												備考
						4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
補助対象業 [外事]	合計	総額																

(注) 報告書提出月日現在までの工事進捗状況を棒線で示すこと。なお、出来高を%で表わすこと。

別紙様式第3

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資整備事業）  
国庫補助金交付申請書

第  
平成 年 月 号 日

環境大臣 殿

法人名及び代表者名

(印)

平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資整備事業）  
国庫補助金（ ）処理施設）交付申請について

標記の補助金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額	金	円 (うち消費税相当額	円)
(1) 处理能力	Kl/日、 m <sup>3</sup> /日、 t/日又はm <sup>3</sup>		
(2) 处理方式			
2 事 業 計 画 説 明 書		別紙 (1)	号
3 年 度 別 事 業 計 画 調 書		〃 (2)	号
4 国 庫 補 助 金 所 要 額 調 書		〃 (3)	号
5 財 源 調 書		〃 (4)	号
6 本 工 事 費 種 別 明 細 書		〃 (5)	号
7 付 帯 工 事 費 種 別 明 細 書		〃 (6)	号
8 廃 燃 却 施 設 解 体 費 明 細 書		〃 (7)	号
9 補 償 費 明 細 書		〃 (8)	号
10 調 査 費 明 細 書		〃 (9)	号
11 工 事 雜 費 明 細 書		〃 (10)	号
12 事 務 費 明 細 書		〃 (11)	号
13 代 價 表 に 基 づ く 単 価 一 覧 表		〃 (12)	号
14 処 理 工 程 概 要 図 表		〃 (13)	号

- (注) 1. 1つの事業主体が複数の施設を設置する場合にあっては、交付申請書の区分を廃棄物処理施設整備事業とし、1の申請額は、各施設の合計額を記入し、2以下の各調書については、各施設に共通しないもののみ別個作成すること。  
2. 全体事業における工期が2カ年以上にまたがるが、契約を一括して初年度に行う場合については、初年度に6~13の全体調書を作成し、2カ年目以降の事業については、6~14は不用であること。ただし、各調書において変更がある場合には、該当する調書を作成すること。

(添付書類)

1 設計図面（実測平面図であること。）

(1) 一般平面図

ア. 行政平面図（縮尺1/25,000～1/50,000程度）

行政区域、計画収集地域、建設予定地、搬入道路及び放流先等の概況を明示した図面

イ. 主要構造物の配置平面図面（縮尺1/100～1/500程度）

主要な構造物及び設備の配置を明示し、各構造物及び設備の名称、構造物の連絡配管並びに排水管を記入した図面。

(2) その他必要な図面（縮尺任意）

ごみ処理施設の場合には断面図を添付すること。

(注) 図面作成上の注意事項

①ア. 一般平面図は、実測平面図であること。

イ. 主要構造物の配置平面図は、建物にあっては、各階ごとに作成すること。

② 1の(1)イ、主要構造物配置平面図は、次の区分により色分けすること。

ア. 当該年度補助対象事業（補助基本額） 赤色

イ. 当該年度単独事業 緑色

ウ. 次年度以降の事業 黄色

エ. 前年度からの継続事業で実施済事業分及び現有施設 黒色

ただし、主要な構造物又は設備全体がア～エの区分の一つに属する場合は色分けする必要はなく、その旨図中に○○年度補助対象事業と明記すること。

2 定款又は寄附行為及び収入収支予算書（又は見込書）抄本。

国庫補助金の収入のうち廃棄物処理施設整備事業に係る額を明記するものとし、当該予算支出欄には、科目ごとに廃棄物処理施設整備事業に係る額を明記すること。

3 契約済の場合には当該契約書又は仮契約書の写し（未契約の場合には、添付の必要はない）。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の3規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可証の写し。

なお、許可証の写しを添付できない場合は、添付できない理由書を添付すること。

5 その他参考となる資料。

(注) 全体事業における工期が2カ年以上にまたがる場合において、2カ年目以後の事業については、次によること。

1. 1の(1)のア及び(2)は不用であること。ただし、変更がある場合には、該当する図面を添付すること。

2. 3の契約書及び4の許可証は、当該年度の前年度以前の交付申請書に既に添付されており、かつ、変更がない場合には不用であること。

## 事業計画説明書

### 1 事業の施行理由及び効果

事業の実態を把握するに便なるよう簡潔、正確に記述し、かつ事業による効果を記述すること。

### 2 設置しようとする施設の処理対象人口と処理能力

### 3 事業計画

全体事業計画の概要を記述するとともに、補助対象となる事業計画を具体的に記述すること。

なお、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」（平成10年10月28日生衛発第1572号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」（平成12年10月6日生衛発第1517号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）及び「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について」（平成12年12月28日生衛発第1903号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に適合していることを確認した根拠を簡潔に記述すること。

### 4 施行方針（工事方法）

補助事業に該当する各工種別ごとに施行方針（工事方法）を具体的に記述すること。

### 5 施行方法

### 6 施行場所及び総面積

所在地を記載すること。

総面積

### 7 工事着工予定年月日及び竣工予定年月日

当該年度事業	着工予定	年	月	日
	竣工予定	年	月	日

全 体 事 業	着工予定	年	月	日
	竣工予定	年	月	日

### 8 設計責任者

所属 職 氏名

### 9 工事施工監督者

所属 職 氏名

## 別紙(2)号

## 年 度 別 事 業 計 画 調 書

全 体 事 業 計 画 内 容				過 年 度 及 実 施 済 事 業		當 該 年 度 予 定 事 業		平 成 年 度 予 定 事 業	
分 区 及 び 項 目 別	工 種 別	工 事 別	金 額	補 助 対 象 事 業 費	補 助 対 象 外 事 業 費	補 助 対 象 事 業 費	補 助 対 象 外 事 業 費	補 助 対 象 事 業 費	補 助 対 象 外 事 業 費
(補助対象事業分)			円	円	円	円	円	円	円
土木費									
本工事費	受入貯留設備	土木工事							
		機械工事							
		小計							
		土木工事							
		機械工事							
		小計							
	共通仮設費								
	○ ○ ○								
	現場管理費								
	一般管理費								
消費税額相当額									
小計									
廃焼却施設解体費									
補償費									
調査費									
消費税相当額									
小計									
事務費									
消費税相当額									
小計									
(補助対象外事業分)									
その他の工事費									
消費税相当額									
小計									
計									
消費税相当額				※	※	※	※	※	※
合計									

- (注) 1. 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、それぞれの国庫補助対象事業費欄をさらに「本土分」と「離島分等」に区分して作成すること。
2. 消費税相当額欄の※は、総事業費の比例案分により算出し記入する。
3. 本工事費及び事務費欄は、「廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に係る工事歩掛表」、「廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に係る単価表」等により算出し記入する。

国庫補助金所要額調査書

(単位：円)

区分及び項目	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	基準額 (補助対象事業費) (D)	国庫補助基本額 (CとDを比較 している額 ない額) (E)	補助率 (F)	国庫補助 所要額 (E×F) (G)	仕入に係 る消費税 等相当額 (H)	要国庫 補助金額 (I) = (G)-(H)	備考
補助対象事業費を除く										
補 債	費									
事 務	費									
補 助 対 象 外 事 業 分										
消 費 税 相 当 額										
合 計										

(注) 1 「総事業費」欄には、当該年度施工の廃棄物処理施設整備事業に係る総事業費を記載すること。

2 「寄付金その他の収入」欄には、当該事業に充てるべき指定寄付金その他の収入額をいう。ただし、都道府県助成金その他受益者負担金は除くものとする。なお、収入明細を「備考」欄に記載すること。

3 「基準額」欄には、交付要綱別表2の基準額によって算定したものを記載すること。

4 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、「国庫補助所要額」欄をそれぞれ本土分と離島分等に区分し、「国庫補助所要額」欄には、「国庫補助基本額」及び「国庫補助所要額」欄をそれぞれ本土分と離島分等に区分し、「国庫補助所要額」欄は合計額を記載すること。

5 「仕入に係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかな場合には、その額を記入すること。また、当該消費税等相当額がない場合には「該当無なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。

6 變更申請が必要になった場合には、(A)～(I)欄全て上段( )書きで交付決定時の額を記入し、下段に変更申請額を記入すること。

財 源 調 習 書

(単位：円)

総事業費	財源内訳					備考
	国庫補助金	地方公共団体補助金	借入金	自己資金	その他	

## (記載上の注意)

- 「総事業費」欄には、別紙(3)号「国庫補助金所要額調書」による総事業費を記載すること。
- 財源内訳の国庫補助金以外には、全て算出基礎を添付すること。  
なお、財源が決定していないものについては見込額で記載すること。

別紙(5)号

本工事費種別明細書

工種別	工事別	種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額	特殊製品額	積算根拠
受入貯留設備工事						円	円		
	土木工事	掘さく	0~15	m <sup>3</sup>					
		埋戻し							
		-----							
		-----							
		(小計)							
	機械工事	マンホール	φ 0.6m <sup>3</sup>	個					
		-----							
		-----							
		(小計)							
		合計							
一次処理設備工事									
	土木工事	掘さく							
		-----							
		(小計)							
	機械工事	攪拌機		式					
共通仮設費									
現場管理費									
一般管理費									
		総合計							

- (注) 1. 各工種別において単価、金額で円未満は切り捨てる。
2. 機械工事について、1式100万円以上の場合、必ず調書（設計、製作、形式、寸法及び金額）を添付すること。特殊製品の価格の積算については、現場到着の価格でもって記載すること。
- なお、「積算根拠」欄には、積算の基礎とした代価表等を記入すること。
3. 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、各種別の小計毎に本土分と離島分等を規模案分して記載すること。

別紙(6)号

付帯工事費種別明細書

別紙(5)号「本工事費種別明細書」作成要領に準ずること。

別紙(7)号

廃焼却施設解体費明細書

別紙(5)号「本工事費種別明細書」作成要領に準ずること。

別紙(8)号

補償費明細書

離作費については、別紙(5)号「本工事費種別明細書」の作成要領に準じて記載するに準ずること。  
工事費に付いては、別紙各号に前別紙各号に準じて記載するに準ずること。

別紙(9)号

調査費明細書

別紙(5)号「本工事費種別明細書」作成要領に準ずること。

別紙(10)号

工事雑費明細書

細目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
計				円	円	

別紙(11)号

## 事務費明細書

費目	細目	内訳	数量	単価	金額	備考
旅費	○○連絡旅費			円	円	
	検収旅費					
	管内連絡旅費					
庁費	賃金					
	需要費					
	消耗品費					
	燃料費					
	食糧費					
	○○○					
	役務費					
	通信運搬費					
	手数料					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	備品購入費					
合計						

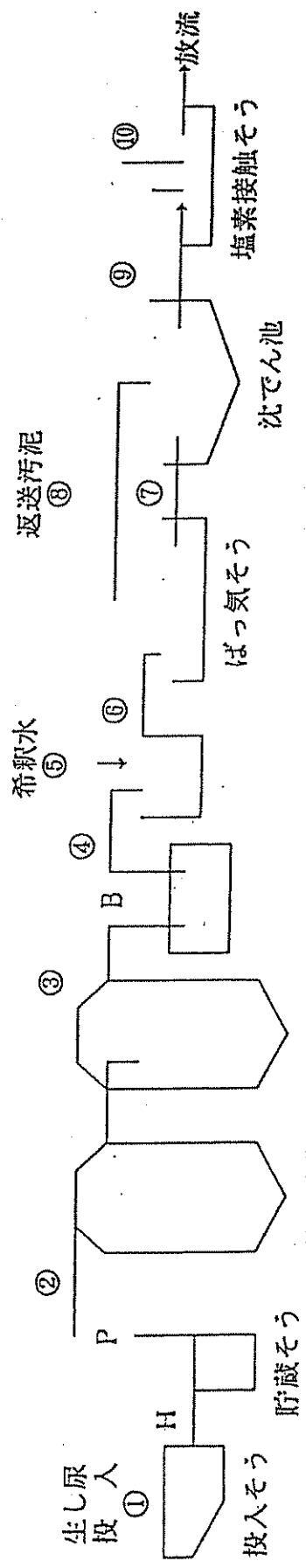
別紙(12)号

## 代価表に基づく単価一覧表

別紙(13)号

(1) フローシート

処理工程概要図表



(2) BOD計算基準

	生し尿	第2消化そう	希釀そう出口	ばっ氣そう	沈でん池出口	塩素接觸そう出口
BOD mg/l	13,500	2,500	—	—	30	30 以下
除去率 %	—	81.5	—	—	76	—

(3) 流量表  
し尿処理量 "Q" m<sup>3</sup>/dとする。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1日当り処理量 (m <sup>3</sup> /d)	Q	Q	Q	Q	19Q	20Q	25Q	5Q	20Q	20Q
1時間当り処理量 (m <sup>3</sup> /h)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Q	Q	Q	Q	19Q	20Q	25Q	5Q	20Q	20Q
	4	4	4	4	24	24	24	24	24	24

別紙様式第4

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）  
国庫補助金事業実績報告書

第 平成 年 月 号 日

知 事 殿

法人名及び代表者名

印

平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）  
国庫補助金（ 处理施設）事業実績報告書の提出について

平成 年度において国庫補助金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により関係書類を添えて報告する。

1 精算金額

	金	円 (うち消費税相当額	円)	号	平成	年	月	日
(1) 处理能力	KL/日、m <sup>3</sup> /日、t/日又はm <sup>3</sup>							
(2) 处理方式								
2 交付決定額	金	円	○○○○○第	号	平成	年	月	日
	金	円	○○○○○第	号	平成	年	月	日
3 収支精算書	精算書	精算書	別紙(1)	号	号			
4 事業費精算調書	精算調書	精算調書	リ(2)	号	号			
5 国庫補助金受入調書	受入調書	受入調書	リ(3)	号	号			
6 寄付金その他の収入額明細書	明細書	明細書	リ(4)	号	号			
7 年度別事業計画精算調書	精算調書	精算調書	リ(5)	号	号			
8 本工事費種別明細精算書	明細精算書	明細精算書	リ(6)	号	号			
9 付帯工事費種別明細精算書	明細精算書	明細精算書	リ(7)	号	号			
10 廃焼却施設解体費精算書	解体費精算書	解体費精算書	リ(8)	号	号			
11 補償費精算書	精算書	精算書	リ(9)	号	号			
12 調査費精算書	精算書	精算書	リ(10)	号	号			
13 工事雑費精算書	精算書	精算書	リ(11)	号	号			
14 事務費精算書	精算書	精算書	リ(12)	号	号			
15 代価表に基づく単価一覧表	表	表	リ(13)	号	号			
16 残存物件調書	件調書	件調書	リ(14)	号	号			
17 処理工程概要図表	概要図表	概要図表	リ(15)	号	号			

(注) 廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請を廃棄物処理施設整備事業として申請した場合には、交付申請書に準じて作成すること。

(添付書類)

- 1 設計図面（竣工）は申請書に添付する図面と同じ様式とする。  
なお、申請書と同じ設計図面であれば、省略することができる。
- 2 定款又は寄附行為及び収支決算書（又は見込書）抄本。
- 3 契約書の写し（約款等を含む。）、工事竣工届。
- 4 その他参考となる資料。

収 支 算 書

(単位:円)

区分及び項目	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	基準額 (補助対象事業費) (D)	国庫補助 額 (CとDを勘定 に加算する額) (E)	国庫補助 額 所要額 (E) ×補助率 (F)	仕入に係 る消費税 等相当額 (G)	国庫補助金 受入額 及び予定額 (I)	差引国庫 補助金過 不足額 (H)-(J)	備考
補助対象事業分 工 (補償費を除く)										
補 債 費										
事 務 費										
補助対象外事業分										
消費税相当額										
合 計										

(注) 補助金申請書別紙(3)号「国庫補助金所要額調書」の作成要領に準ずること。

## 事業費財源精算調査書

(単位：円)

総事業費	財源内訳					備考
	国庫補助金	地方公共団体補助金	借入金	自己資金	その他の	

## (記載上の注意)

- 1 「総事業費」欄には、別紙(3)号「収支精算書」による総事業費を記載すること。
- 2 財源内訳の国庫補助金以外には、全て算出基礎を添付すること。

別紙(3)号

国 庫 極 助 金 受 入 調 書

区 分	国 庫 極 助 金	受 入 年 月 日	備 考
受 受 入 予 定 計 入 合	額	年 月 日	

別紙(4)号

資 付 金 そ の 他 の 収 入 額 明 紹 書

区 分	金 額	備 考

(注) 備考欄には算出基礎を明記すること。

## 別紙(5)号

## 年 度 別 事 業 計 画 精 算 調 書

全 体 事 業 計 画 内 容				過 年 度 迄 実 施 済 事 業		當 该 年 度 予 定 事 業		平 成 年 度 予 定 事 業	
区分及び項目別	工 種 別	工 事 別	金 額	補 助 対 象 事 業 費	補 助 対 象 外 事 業 費	補 助 対 象 事 業 費	補 助 対 象 外 事 業 費	補 助 対 象 事 業 費	補 助 対 象 外 事 業 費
(補助対象事業分)			円	円	円	円	円	円	円
土 木 費									
本 工 事 費	受入貯留設備	土木工事							
		機械工事							
		小 計							
		土木工事							
		機械工事							
		小 計							
	共通仮設費								
	○ ○ ○								
	現場管理費								
	一般管理費								
消費税額相当額									
小 計									
廃焼却施設解体費									
補 償 費									
調 査 費									
消費税相当額									
小 計									
事 務 費									
消費税相当額									
小 計									
(補助対象外事業分)									
その他の工事費									
消費税相当額									
小 計									
計									
消費税相当額				※	※	※	※	※	※
合 計									

(注) 1. 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、それぞれの国庫補助対象事業費欄をさらに「本土分」と「離島分等」に区分して作成すること。

2. 消費税相当額欄の※は、総事業費の比例案分により算出し記入する。

別紙(6)号

本工事費種別明細精算書

工種別	工事別	種 別	形狀寸法	単 位	數 量	単 價	金 領	特殊製品額	備 考
						円	円		

(記入上の注意)  
国庫補助金申請書別紙(5)号「本工事費種別明細書」記載上の注意を参照の上記入すること。

別紙(7)号

付帯工事費種別明細精算書

別紙(6)号「本工事費種別明細精算書」の作成要領に準ずること。

別紙(8)号

廢煙却施設解体費精算書

別紙(6)号「本工事費種別明細精算書」の作成要領に準ずること。

別紙(9)号

補償費精算書

国庫補助金申請書別紙(8)号「補償費明細書」の作成要領に準ずること。

別紙(10)号

調査費精算書

別紙(6)号「本工事費種別明細精算書」の作成要領に準ずること。

別紙(11)号

工事雑費精算書

名 称	細 目	单 位	数 量	单 価	金 额	備 考
				円	円	

別紙(12)号

事務費精算書

名 称	細 目	单 位	数 量	单 価	金 额	備 考
				円	円	

(記入上の注意)

国庫補助金申請書別紙(11)号「事務費明細書」記載上の注意を参照の上記入すること。

別紙(13)号

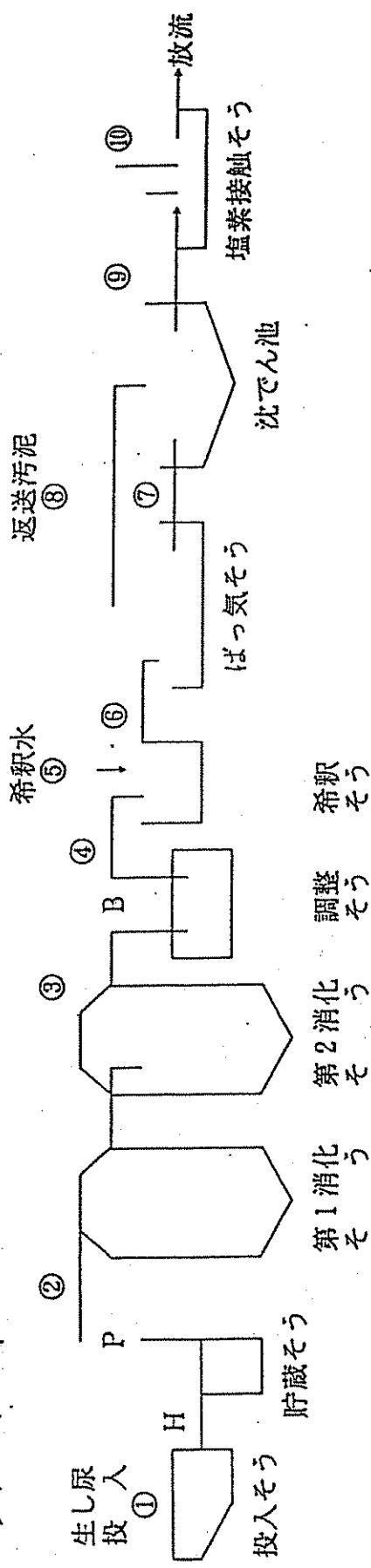
表題一覽單価づきに基に表

号別紙(14)

別紙(15)号

処理工程概要図表

(1) フローシート



(2) BOD計算基準

	生し尿	第2消化槽離液	希釈水出口	ばっ氣そう	沈殿池出口	塩素接触そう出口
BOD mg/l	13,500	2,500	—	—	30	30以下
除去率 %	—	81.5	—	—	76	—

(3) 流量計  
し尿処理量 "Q" m<sup>3</sup>/dとする。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1日当り処理量 (m <sup>3</sup> /d)	Q	Q	Q	Q	19Q	20Q	25Q	5Q	20Q	20Q
1時間当り処理量 (m <sup>3</sup> /h)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	Q	Q	Q	Q	20Q	25Q	5Q	20Q	20Q	24
1日当り処理量 (m <sup>3</sup> /d)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1時間当り処理量 (m <sup>3</sup> /h)	4	4	4	24	24	24	24	24	24	24

別紙様式第5

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）  
国庫補助金年度終了実績報告書

第  
平成 年 月 号  
日

知事殿

法人名及び代表者名

(印)

平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型  
社会資本整備）国庫補助金（ 处理施設）年  
度終了実績報告書の提出について

平成 年 月 日〇〇〇〇第 号をもって交付決定を受けた標記事  
業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の  
規定により、関係書類を添え別紙のとおり報告する。

（注）廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請を廃棄物処理施設整備事業とし  
て申請した場合には、交付申請書に準じて作成すること。

紙別

事業名	交付決定の内容		年 度 内 遂 行 実 績			翌 年 度 繰 越 額			事 業 実 施 期 間		摘要 月
	事業費	補助基本額 (又は、 基準事業費)	補助金額	事業支 出 (見込)	事業費 額	事業進捗率	補助受入額	事業費	補助金額	着手年月	完了予定期間
	円	円	円	%	円	%	円	円	円		

別紙様式第6

廃棄物処理施設（民間資金活用型社会資本整備事業）  
全体事業竣工報告書

第  
平成 年 月 号  
日

知事殿

法人名及び代表者名

(印)

平成 年度国庫補助事業廃棄物処理施設（民間資金活用型  
社会資本整備事業）（ 处理施設）全体事業竣工報  
告書の提出について

平成 年度国庫補助事業の交付を受けて施工した標記の全体事業が完了した  
ので、関係書類を添えて報告する。

1 国庫補助金の額 金 円  
(1)事業年度 平成 年度から平成 年度まで  
(2)処理能力 Kt/日、 m³/日、 t/日又はm³  
(3)処理方式

2 国庫補助金交付額確定通知  
金 円 ○○○○○第 号 平成 年 月 日

3 事業竣工報告書 別紙(1)号

4 事業費財源精算調書 別紙(2)号

5 年度別事業計画精算調書 別紙(3)号

(添付書類)

- 各工種ごとの竣工写真及び竣工全景写真
- 国庫補助事業年度の翌年度以降の単独事業に係る工事請負契約書の写し
- 工事竣工届並びに工事竣工検査書

(注) 廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請を廃棄物処理施設整備事業とし  
て申請した場合には、交付申請書に準じて作成すること。

別紙(1)号

事業竣工報告書

1 全体事業工事期間

着工 平成 年 月 日  
竣工 平成 年 月 日

2 施工方法

工事種別	施工内容	契約方法	工事施工者	備考

- (注) (1) 工事施工者欄には、契約の相手方の住所氏名（法人の場合はその名称、主たる事務所及び代表者名）を記載すること。  
(2) 備考欄には、設計者、契約年月日その他参考となる事項等を記載すること。

別紙(2)号

事業費財源精算書

(単位：円)

年度	総支出額	国庫補助金	財源内訳				備考
			地方公共団体補助金	借入金	自己資金	その他	
計							

別紙(3)号

年 度 別 事 業 計 画 精 算 調 書

全 体 事 業 計 画 内 容			平成 年度事業		平成 年度事業		平成 年度事業		備 考	
区分及び費目別	工種別	工事別	金額	円	事業外事業	補助対象事業	事業外事業	補助対象事業	事業外事業	
(補助対象事業分) 工 本 工 事		土木工事 機械工事		円 (%) (%)	円	円	円	円	円	
		施設解体費 調査費 工事費 改修費								
		工事費 計								
		改修費 計								
		合計								
		総合計								

(注) 補助事業年度を超えた単独事業分については、補助対象外事業欄に記入すること。

別紙様式第7

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）  
国庫補助金の仕入に係る消費税等相当額報告書

第 号  
平成 年 月 日

環境大臣 殿

法人名及び代表者名

印

平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）  
国庫補助金の仕入に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定のあった平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金について、廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）補助金交付要綱14の規定に基づき、次のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定額

円

2. 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額

円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

円

4. 補助金返還相当額（3 - 2）

円

5. 参考となるその他書類（3. の金額の積算の内訳等）